

第15回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○議案第248号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
○議案第249号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第250号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第251号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第252号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第253号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第254号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第256号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第257号及び議案第258号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第259号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第260号の上程、説明、質疑、討論、採決	35

○議案第261号及び議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第263号～議案第273号の上程、説明、質疑、委員会付託	38
○請願・陳情について	47
○散会の宣告	47

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	49
○開議の宣告	50
○一般質問	50
古川文雄君	50
今泉文克君	65
大河原正雄君	80
木原秀男君	87
○休会について	99
○散会の宣告	100

第 3 号 (3月15日)

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	101
○出席議員	101
○欠席議員	101
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
○事務局職員出席者	102
○開議の宣告	103
○議事日程の報告	103
○産業厚生常任委員長報告(議案第248号)及び報告に対する質疑、討論、採決	103
○議案第274号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○予算審査特別委員長報告(平成31年度鏡石町各会計予算審査について)及び報	

告に対する質疑、討論、採決	1 0 6
○各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 1 2
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	1 1 6
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 1 6
○日程の追加	1 1 6
○意見書案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○閉議の宣告	1 1 8
○町長挨拶	1 1 8
○閉会の宣告	1 1 9
○署名議員	1 2 1

鏡石町告示第7号

第15回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月27日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成31年3月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

不応招議員（なし）

第 1 号

平成31年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成31年3月4日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第249号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第250号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第251号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第252号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第253号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第254号 須賀川市と鏡石町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について
- 日程第12 議案第255号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第13 議案第256号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第257号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第258号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第259号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第260号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第261号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第262号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算
- 日程第21 議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算

- 日程第24 議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
 日程第25 議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
 日程第26 議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
 日程第27 議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
 日程第28 議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
 日程第29 議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第30 議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算
 日程第31 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君

欠席議員（1名）

12番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	柳沼英夫君
税務町民課長	橋本喜宏君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理者兼出納室長	長谷川静男君
農業委員会事務局長	柳沼和吉君	農業委員会	菊地榮助君
選挙管理委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局
議 局 長

小 貫 秀 明

副 主 査

藤 島 礼 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

ただいまから第15回鏡石町議会定例会を開会いたします。

本日は議長が病気欠席のため、副議長であります私、小林が地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長を務めます。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○副議長（小林政次君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） おはようございます。

ご報告いたします。

第15回鏡石町議会定例会会期予定表。

平成31年3月4日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○副議長（小林政次君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、第15回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、ことしは新年から雪も少なく、3月に入り、日一日と春らしくなってきました。来週月曜日の11日には東日本大震災から9年目を迎えます。いまだ風評被害も続いておりますが、必ず払拭できるものと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、本町の駅を中心としたコンパクトな町の特性を生かし、子供から高齢者までが元気につながる取り組みを推進し、さらに輝き、住みやすく、進化し続ける町づくりを進め

てまいりますので、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

今定例会につきましては、新条例制定1件、条例の一部改正6件、町道の認定1件、その他1件、平成30年度各会計補正予算7件、平成31年度各会計予算11件、合わせまして27件を提案するものであります。

何とぞどうぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

◎議事日程の報告

○副議長（小林政次君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（小林政次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（小林政次君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から3月15日までの12日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

◎諸般の報告

○副議長（小林政次君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成30年11月分、平成30年12月分、平成31年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成30年11月分につきましては、平成30年12月25日火曜日午前9時54分から午前11時58分まで、平成30年12月分につきましては、平成31年1月25日金曜日午前9時54分から午後12時23分まで、平成31年1月分につきましては、平成31年2月22日金曜日午前9時56分から午前11時59分まで、以上のとおり実施しました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施しました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名の方々の出席をいただきましたほか、平成31年1月25日の検査時においては、上下水道課長ほか2名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、諸書類により計数検査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成30年11月分、平成30年12月分、平成31年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（小林政次君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告、大河原正雄。

平成31年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、平成31年2月13日水曜日、午後3時30分開議。

第1、会期の決定。本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名であります。3番、下山田議員、石川町選出であります。
4番、佐藤議員、平田村選出であります。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 石川消防署庁舎新築工事のうち建築主体工事の請負契約の変更について。

第6、議案第4号 平成30年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第7、議案第5号 平成31年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

いずれの議案も可決承認されております。

詳しくはお手元に配付の資料にお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○副議長（小林政次君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） おはようございます。

それでは、須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成31年2月15日金曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、1日限りでありました。

第2、会議録署名議員の指名、1番、市村議員、2番、佐藤議員、3番、水野議員の3名
でございました。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 平成30年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）。

第5、議案第3号 平成31年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算。

以上、議案につきましては、原案のとおり承認、可決されました。

第6、一般質問、須賀川市議、6番、大倉議員により新ごみ処理施設工事完了後の管理委託先、それに伴う委託期間等について一般質問等が行われました。

なお、詳細につきましては、配付済みの資料のとおりでございます。

以上、須賀川地方保健環境組合議会の報告といたします。

○副議長（小林政次君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

平成30年12月、公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成30年12月26日水曜、午後2時開会。

議事日程第1、仮議席の指定。

第2、議長の選挙。

追加議事日程（第1号の追加）。

第1、副議長の選挙。

第2、議席の指定。

第3、会期の決定。

第4、会議録署名議員の指名。

第5、報告第2号 専決処分の報告について。

第6、議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第7、議案第8号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例。

第8、議案第9号 公立岩瀬病院附属高等看護学院授業料等徴収条例の一部を改正する条例。

いずれの議案も可決、承認をされました。

なお、新議会の議席番号、議長、副議長につきましては、添付の書類について参考にしていただければというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○副議長（小林政次君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、5月1日の新天皇即位に伴い、新しい元号となりますが、安倍首相は新しい元号を即位1カ月前の4月1日に公表する方針を固めました。そもそも天皇の退位は初めてであり、新天皇が即位する前に新しい元号が公表された例もありませんでした。政府としては、伝統にのっとり即位当日に公表するように求める声に対し、国民生活への混乱を避けることを優先したものであり、国民の理想としてふさわしいよい意味を持つ新元号の発表を待ちたいと思います。

さて、福島県にとってうれしいニュースが届きました。第24回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会が広島市で開催され、本県代表が悲願の初優勝に輝き、さらに東北勢でも初めての優勝となりました。本県代表は1区から先頭集団につけ、最終7区では箱根駅伝でも活躍した東洋大の相澤晃選手が区間賞の走りで優勝のゴールテープを切り、駅伝王国を全国に印象づけました。本県にとって輝かしい新年のスタートとして元気な福島をアピールできたことは、原子力発電所事故からの風評被害の払拭にも一役買ったのではないかと思うところであります。

一方、同じスポーツ界で衝撃のニュースが伝えられました。東京オリンピックのメダル候補である競泳女子の池江璃花子選手が、自身のツイッターで白血病と診断されたことを公表しました。まだ詳しい診断内容は発表されておきませんが、池江選手は「私自身いまだ信じられず、混乱している状況ですが、しっかり治療をすれば完治する病気でもあります。」さらに、「今は治療に専念し、一日でも早くさらに強くなった池江璃花子の姿を見せられるように頑張っていきたいと思います。」と話しており、今後の推移を温かく見守っていきたいと思います。

先月22日には、探査機はやぶさ2が地球から3億4,000万キロ離れた小惑星リュウグウに着陸したと発表がありました。今回着陸した地点は、わずか半径約3メートルという狭さであり、日本の高い技術が世界に示されました。

特に今回のはやぶさ2プロジェクトには県内の会津大学や企業が携わっており、その中には町内の企業も一役買っていることから、今後のミッションを成功させ、2020年末無事に帰還することを願っております。

第198回通常国会が1月28日に招集されました。安倍首相は、施政方針演説で、「平成最後の国会であり、新しい時代が始まる国会ともなる。予算の早期成立を期し、教育無償化など重要法案の成立を図って国民の期待に応えていきたい」と述べ、10月からの消費税率10%への引き上げについては、少子高齢化克服と全世代型の社会保障制度構築のためには「消費税率引き上げによる安定的な財源がどうしても必要」とし、改めて増税断行への国民の理解と協力を求めています。新年度予算案は歳出総額で101兆4,571億円と初めて100兆円を超える過去最大を更新しており、今後、3月末までの成立を目指して予算委員会などでの論戦が続けられています。

政府における平成31年度の経済財政運営については、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の実現を目指すこととされ、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組んでいくとしています。

平成31年度の我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれ、物価についても景気回復により需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれています。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原子力災害対策関連事業につきましては、久来石と高久田地区の仮置き場原形復旧工事は、年度内完了に向けて順調に進捗しておりまして、平成24年度から開始しました除染等事業につきましては、今年度末で全て完了となります。

放射能汚染に伴う自家消費野菜等及び風評被害対策としての農産物並びに土壌等の放射性物質検査については、平成23年度からの検査開始以降、平成26年度まで自家消費野菜等における野生キノコやタケノコ類から基準値を超える数値が出ておりましたが、その後は基準値を超える数値が検出されたケースはありません。また、学校給食食材放射能測定事業についても、現在までに基準を超える食材は検出されてはいません。今後も引き続き町民の安全・安心な食生活の確保と消費者への信頼回復のため測定業務を進めてまいります。

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業につきましては、仁井田・鏡石4区、鏡田東区、さかい区の撤去が1月末に完了し、旭町区、笠石西区、笠石東区につきましてもほぼ完了しております。現在は堆積物を随時最終処分場へ搬出を行っており、年度内の搬出完了に向け調整を進めております。

1月13日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、138名がめでたく成人を迎えられました。新成人の皆様には一人一人がみずからを律する強い意志と社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思っております。

公園施設長寿命化事業としての鳥見山公園野球場のネットフェンス改修工事につきましては、計画どおり改修工事が完了いたしました。間もなく春の野球シーズンとなりますので、また多くの皆さんにご利用いただきたいと思っております。

地域づくりの核であり、新たな町の顔として町内外の方に親しまれてきている鏡石まちの駅「かんかんてらす」は管理運営団体である鏡石町観光協会の創意工夫のもと、1月末で来館者数が当初の目標を上回る延べ3万2,024人、売上額は町内農業者などからの新鮮な農産物や特産品、手工芸品などの販売額1,196万3,000円となっております。オープン以来、町の観光情報の発信拠点と憩いの場として、町のにぎわいの創出に寄与しているものと考えておりますので、引き続き町民の皆さんはもちろん、町外からも多くの方にご利用いただき、親しまれる施設となるように努めてまいります。

今年度の田んぼアート事業につきましては、1月9日で約7カ月に及ぶ観覧期間が終了したところであります。「きらきらアート」を含め、年間観覧者数は昨年並みの3万2,010人の多くの方に観覧いただき、鏡石町の観光スポットとして定着しております。なお、来年度

のテーマは「眠れる森の美女」としてデザインはアニメーターの湖川先生の好意のもとで進めております。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の、「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、一般会計におけることし1月末の収納率につきましては、現年度分83.43%と前年同期に比べ、0.48%の減少となっております。原因としては、大規模設備投資が一段落し、法人税及び固定資産税の全体調定が落ち込んだため、全体的な収納率に影響したためと分析しております。この収納率向上対策として、今回、新たに新規の滞納者におきましてお知らせを発付して、早期の納付勧奨に努めております。

また、コンビニ収納業務における昨年12月末までの実績では、件数で8,127件、前年比676件の増、納税額では1億1,297万4,000円、前年比261万3,000円の増と全税額の約7.8%を占めております。全国のコンビニ、そして24時間対応という利便さから、その効果が確実にあらわれているものと分析しており、税の公平・公正の確保のため、今後もさらなる収納強化対策を講じてまいります。

地方税電子申告システム導入事業につきましては、法人町民税や償却資産の電子申告などが行われ、納税者の利便性が図られているところです。地方税の電子化の進展としましては、共通電子納税システムが構築され、来年度から一部の地方税で電子納税が可能になるなど、納税環境の整備が図られることとなります。

社会保障・税番号制度につきましては、いろいろな施策により利便性の向上が図られ、より一層の普及に取り組んでおります。マイナンバーカードの発行状況につきましては、全国では12月末現在12.2%であり、本町においては2月14日現在1,280件で、10.1%の交付割合となっております。引き続きカード発行の推進に努めるものであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、各学校、幼稚園においては、卒業、卒園式を控え、総まとめの時期として学習の効果測定や進級、進学に備えた学習が行われております。

また、学校支援地域本部事業（通称、学校応援団）につきましては、2月末の時点で延べ369名のボランティアにより、支援件数32件、延べ125回にわたり、幼稚園、小・中学校の活動支援を行ってまいりました。

コーディネーターによるきめ細かなサポートにより、地域の人々が個々の特性を生かして教育活動を支援することで、地域の教育力、地域コミュニティの再生が図られているものと考えているところであり、ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として、いきいき学級やジョイフルライフ講座を初

め、公民館事業として開催したアドベンチャークラブや町づくり講座としての花画美塾の事業も予定どおり終了し、2月末に閉講式を行ったところです。種々の学習・講座を通して町民の皆様が生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、これからも生涯学習の環境と内容の充実に努めてまいりたいと思います。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、今年度の特定健診結果に基づき、1月に血圧や血糖、腎機能で要指導・要医療と判定された方を対象に個別相談会を実施しました。

また、特定保健指導対象者へダイエット教室や筋トレ教室での運動の習慣化を図り、栄養教室や個別指導の充実により食生活の改善に取り組んでいるところであり、管理栄養士を中心に高齢者の食生活を改善する訪問事業、生き生き幸せ食生活応援団事業において今年度、98名を訪問し、平成27年度から延べ371名に対して食生活の状況の聞き取りを行い、食生活の改善事業やアドバイスを実施いたしました。さらには幼稚園、保育所での食育教室を8回開催いたしました。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、認知症や介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に努めております。その一つとして、鏡石町協議体、みんなで支え合うまちづくり会議におきまして、「協議体づくりの基本」と題して、先月18日に白百合女子大学の先生を迎え、今後の運営について勉強会を行うとともに、今月9日には鏡石町と天栄村認知症初期集中支援チーム普及啓発事業として、認知症セミナーを「文化の森てんえい」において開催を予定しております。今後も高齢者の皆さんが住みなれた地域で自分らしく生き生きと安心して暮らせる町づくりを目指して取り組んでまいります。

児童福祉の充実として、学校法人栄光学園が2カ年事業で進めておりました認定こども園ぶどうの木の園舎増改築事業については、間もなく竣工いたします。新年度からすばらしい環境のもとで豊かな個性を育みながら、子供がみずから生きる力を高め、ともに生きることを喜びとする保育が行われることに期待をしております。

また、今年度から鏡石町社会福祉協議会が運営しております公私連携型保育所、鏡石保育所は間もなく1年が経過しますが、保護者を初め関係者の協力、ご理解により順調に運営されているところであります。

障がい者福祉の充実においては、第5期障がい福祉計画に基づき、共生社会の実現と可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めております。

国民健康保険については、今年度から運営が都道府県単位に広域化され、順調に推移しているところであります。被保険者数につきましても、社会保険加入要件の緩和などを背景と

して年々減少しており、1月末現在で2,872名と、昨年4月当初の2,994名から4%弱の減少となっておりますが、一方、療養費については、医療の高度化により治療できる範囲が広がったため増加傾向にあります。町としては、健康寿命の観点から、病気にならないための予防に重点を置いた保健事業等を中心に、医療費の削減を図ってまいりたいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」として、水田農業の推進については、平成30年産から生産数量目標の配分がなくなり、米の直接支払交付金が廃止されたことから、生産が主食用米へシフトしている状況であります。年々減少していく主食用米の需要に応じた生産に努め、米価の安定を進める必要があることから、各農家に生産数量と面積の目安の提示と各種の制度についての説明会を去る2月19日から4日間、町内8カ所で開催したところであり、引き続き、国の制度を活用した経営安定対策に取り組み、農業経営が継続されるよう、情報の提供と主食用米に頼らない水田のフル活用に向けた支援に努めてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、町内8組織において、農地維持活動、資源向上活動、施設の長寿化活動に取り組み、総額6,554万8,000円を交付したところであり、次年度の実施に向けましても、事業計画がスムーズに行われるよう、引き続き支援してまいります。

農地再生プロジェクト事業「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」は、収穫された菜種を「なたねの雫」として鏡石まちの駅「かんかんてらす」で販売を開始したところ、健康志向の観点から好評を博しております。

また、一般住民モニターの募集や町内飲食店へ試供品としても提供しているところであり、今後、さまざまな意見をいただきながら、利活用の検討を図るとともに、菜種油の効能などについても広くPRしてまいりたいと考えております。

1月18日には、学校給食として活用いただくため、町内小・中学校へ一斗缶12缶を無償提供したところであり、ことしの作付面積は昨年より5.5ヘクタール多い約6.5ヘクタールとなったことから、町民の健康づくりと景観作物としても油田計画の推進を積極的に図ってまいりたいと考えております。

6次化推進・販路拡大プロジェクト事業として実施している農産物PR支援事業では、昨年9月の東京千代田区やことし1月に世田谷区で開催されたイベントなどで鏡石町産農産物の販売PR活動を支援し、生産農家の皆様みずからの販路拡大に向けた活動支援を実施したところであり、

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業第1工区におきましては、関連工事が順調に進捗し、多く

の住宅建設が進み、事業効果が感じられる状況となってまいりました。現在は街区公園の整備に向け、新年度には工事に着手できるよう、設計業務を進めております。

保留地の販売につきましては、今年度予定の5区画のうち、4区画の販売が完了し、残りの1区画についても申し込みの事務手続中であります。

また、第3工区につきましては、地権者の皆様への個別説明を実施してまいりましたが、おおむねのご理解をいただきましたので、工事着手に向けた調査設計事業を進めております。新年度予算におきまして、計画変更の認可申請・仮換地公告・造成工事などを提案してまいりたいと考えております。

道路網の整備・安全対策事業につきましては、中外線道路改良工事や大池交差点道路改良工事、久来石・行方・蓮池西線改良補装工事、その他生活関連道路の補修工事・側溝整備事業など、完了に向け進捗中であります。

第5次上水道拡張事業については、新浄水場の新年度建設工事発注に向けた準備を進めているところであり、拡張関連の導水管、配水管布設工事及び現在施工中であるJR東北本線線路下の配水管布設推進工事につきましては、年度内の完了に向け工事を進めております。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により、平成28年度に実施した下水管路の緊急度・健全度調査に基づいた施設の長寿命化対策を進めており、今年度約75メートルの更新工事を完了しました。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、本町を取り巻く極めて厳しい財政状況を認識し、国・県の動向や住民ニーズ等の情報収集と各種事業の必要性や今後行政が担うべき役割を検証した上で、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、持続可能な財政構造の確立に向け、各種補助制度等を有効に活用しながら町政運営の基本方針を示す第5次総合計画における施策評価を行うとともに、町の将来像である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、5つの柱を基軸に各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

なお、平成32年度の予算額を申し上げますと、一般会計については前年度比3.6%減の59億6,800万、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、前年度比4%増の105億1,180万円となりました。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入として全体の約26%を占める町税につきましては、個人町民税は6.6%増の5億666万円、法人町民税は9.2%減の1億1,020万円、固定資産税にあっては0.4%減の8億2,725万円と、町税全般で前年度比1.2%増の15億6,379万円を計上したところであります。

地方交付税は、臨時財政対策債を含め、前年度比14.4%減の17億7,196万円を計上してお

り、新ごみ処理施設建設負担金に係る震災特別交付税の減少が主な要因であります。基金からの繰入金については、財政調整基金から3億7,966万円のほか、減債基金から4,000万円、ふるさと鏡石ありがとう基金などから全体で5億1,548万円を計上しております。

町債については、臨時財政対策債を除き、1億5,670万円と抑制計上したところであり、将来の財政負担を考慮しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、第5次上水道拡張事業や子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らせるまちづくりの拠点となる（仮称）健康福祉センター整備事業などを展開しつつ、引き続き徹底した事務事業の見直しと、経常経費の圧縮を図りながら町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもと、新たな感覚で施策評価を行い、人口減少の克服と地方創生に向けて各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、被災者支援事業、原子力災害対策関連事業、子育て支援関係事業、進化する鏡石実行プロジェクトとした4分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

被災者支援事業としては、災害援護資金貸付事業、被災した子どもの健康・生活対策総合支援事業で総額677万6,000円、原子力災害対策関連事業としては、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業、ふくしま森林再生事業、食品等モニタリング事業などで総額7億6,372万円、新規事業として、子育て支援関係事業は、（仮称）健康福祉センター整備のための基本計画策定事業、子育て世代包括支援センター事業、出生保健事業としての特定不妊治療費助成、病児保育事業、出産支援金支給事業、ブックスタート事業、オリジナル婚姻届作成事業、プレミアム付商品券事業で総額2,092万円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業、通りを歩いてみたくなる事業、住んでみたくなる事業で総額4,418万6,000円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、公共施設等維持管理事業、ふるさと鏡石ありがとう事業、町税等収納率向上対策事業、旅券法事務権限移譲に係る事務委託事業など総額1億2,317万8,000円、教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、小学校町民プール利用事業、学校司書配置事業、町図書館維持管理事業として展望室改修事業等、体育協会、かがみいしスポーツクラブ支援、健康増進予防接種事業、母子保健事業など総額2億5,135万6,000円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、在宅高齢者福祉事業、生き生き幸せ食生活応援団事業、保育施設運営補助事業、認定こども園整備事業、児童ふれあい交流館事業としての放課後児童クラブ、空き家対策事業、東町公園内防火水槽設置事業など総額33億1,013万7,000円、産業振興分野では、農地再生プロジェクト事業としてのかがみいし油田計画、水田フル活用推進事業、農業人生

応援プロジェクト事業、創業スタートアップ支援事業、地域づくり事業としての鏡石まちの駅運営事業、梨池地下地区の県営ため池等整備事業等総額2億9,136万8,000円、都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業、社会資本整備総合交付金事業、公道及び生活関連道路整備事業、第5次上水道拡張事業など、総額15億2,044万9,000円などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定につきましては、鳥獣による農作物の被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法の規定に基づき、実施隊の設置について条例を制定するものであり、議案第249号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、働き方改革関連法の施行に伴い、職員の超過勤務命令時間の上限について規則に委任するものであります。

議案第250号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い、所得の適用年度について所要の改正を行うものであり、議案第251号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、学校教育法の改正による放課後児童支援員の基礎資格の規定を改正するものであります。

議案第252号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、町の国保基金について、その使用用途、基金の積み立て規定の一部を改正するものであり、議案第253号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、上位法の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付規定について、貸付利率等の所要の改正を行うものであります。

議案第254号 須賀川市と鏡石町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議については、12月県議会で旅券法に係る事務処理の権限移譲が議決され、6月1日の施行に向け、権限移譲された事務を岩瀬郡及び石川郡全市町村で須賀川市へ事務を委託するための規約の議決をお願いするものであり、議案第255号 町道路線の認定、廃止については、鏡石駅東第1土地区画整理事業第1工区内の区画道路の認定について議決をお願いするものであります。

議案第256号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は法人町民税4,000万円、震災復興特別交付税7,014万1,000円の増額、道路等側溝堆積物撤去業務の実績に伴う福島再生加速化交付金1億円を減額するもの、主な歳出は、須賀川地方保健環境組合ごみ処理施設更新事業分賦金892万3,000円の増、道路等側溝堆積物撤去業務委託料2億円などの減額補正予算であり、総額216万8,000円の増額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、高速道路跨道橋における社会資本整備総合交付金事業として1億3,281万4,000円、旭町地内の道路雨水対策事業として866万4,000円の2事業で、総額1億4,147万8,000円を設定するものであります。

議案第257号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第259号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第260号 鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、貸付金の確定などに伴う補正予算であります。

議案第261号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第262号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

議案第274号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、農業委員会の委員等について、他自治体との比較により報酬を見直すための一部改正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第248号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（小林政次君） 日程第5、議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

このたびの条例の制定につきましては、近年の野生鳥獣による農産物被害を初め、農山漁村に深刻な影響を及ぼしていることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、捕獲活動の強化対策を講じるものでございます。

町においても、町内の農地等で鳥獣による被害を受けられる状況になってきていることから、被害防止対策に取り組むため、鏡石町鳥獣被害対策実施隊を組織する必要があるため、設置条例を制定するものでございます。

鳥獣被害対策実施隊につきましては、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、実践的な活動を

担うものであり、実施隊の設置に当たっては隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めるとともに、町長が指名、任命することを規定するものでございます。

次のページをお開きください。

鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例についてご説明申し上げます。

第1条は、鳥獣被害対策実施隊を設置する目的と法的根拠について規定し、第2条では、実施隊の職務として、捕獲等の鳥獣被害対策の実践的な活動について規定し、第3条では、隊員の要件として町の職員及び被害防止等の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が任命する者と規定し、その身分を特別職の属する地方公務員に位置づけるものでございます。

第4条では、実施隊の任期を2年と規定し、第5条では、実際の職務に対する報酬の支給に対して規定し、第6条では、実施隊の職務の遂行に当たり、災害を受けた場合の補償の措置を規定するものです。第7条においては、条例の施行に関して別途、規則で定める委任規定を設けるものでございます。

以上、7条で構成する条例となっております。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第248号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第249号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第6、議案第249号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第249号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、昨年7月の働き方改革関連法の成立により、民間に平成31年7月から時間外労働の上限規制が導入されることとなりますが、地方公務員におきましても同様の上限規制が設けられることから、所要の改正を行うものであります。

下の段の職員の勤務時間、休暇等に関する育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改め文の第8条、正規の勤務時間外の時間における勤務の規定に第3項といたしまして、規則への委任規定を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第249号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（小林政次君） 挙手多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第250号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第7、議案第250号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第250号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

このたび児童扶養手当法施行令の改正に準じて福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金要綱が一部改正され、31年度から医療費助成の支給制限適用期間の変更及びその他の所要の改正が行われることから、条例の一部を改正するものであります。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例を次のとおり改正するという事で、第2条の表のひとり親家庭のほうを改めるものでありまして、この規定につきましては、表の8号に「父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童」を追加し、7ページになりますが、第3条第3項第4号中支給制限適用期間を「7月1日」を「10月1日」に改め、「政令第2条の4第2項及び第5項」を「政令第2条の4第2項及び第8項」に、「又は、当該ひとり親家庭の親の民法第877条第1項の定める扶養義務者で生計を同じくする者及び」を「及び」に改め、同項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

附則としまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第250号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第251号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第8、議案第251号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第251号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

このたびの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件に「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

簡単でございますが、鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するとしまして、第10条第3項第5項中に「した者」の次に、

「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則としまして、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(小林政次君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(小林政次君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(小林政次君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第251号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(小林政次君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第252号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(小林政次君) 日程第9、議案第252号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

[税務町民課長 橋本喜宏君 登壇]

○税務町民課長(橋本喜宏君) ただいま上程されました議案第252号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

10ページをお願いします。

このたびの鏡石町国民健康保険条例の改正につきましては、今年度から福島県に運営が移

行された国民健康保険事業につきまして、必要と思われました条例改正につきましては、昨年に行わせていただきましたが、実務が進むにつれまして、所要の変更が必要となりましたので、今回改正をお願いするものであります。

具体的には、基金の設置及び処分についての改正であります。

第13条におきまして、基金の設置及び処分について、処分できる事項につきまして具体的に明記したものであります。

1つには、財源不足の場合、2つには、被保険者に係る税の平準化、適正化を図る場合、3つ目には、健診などの保健事業の財源として、4つ目には、健康増進事業の財源として、最後に不測の事態における場合において、基金を処分できる旨を表記したものであります。

続きまして、第14条におきまして、積み立ての具体的な金額について定めたものであります。

先ほど申しましたように、運営が福島県に移行したことによりまして、療養費の財源について福島県が保障するようになりました。したがって、市町村において医療費に係る多額の基金を必要としなくなったことによりまして、積立金の条件設定を解除するものであります。

第19条につきましては、字句の訂正でございます。

最後に附則として施行日の規定でございます。

以上、議案第252号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第252号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第253号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第10、議案第253号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第253号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、平成29年地方分権改革に関する提案募集におきまして、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村が災害援護貸付金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案がなされたことから、市町村の政策判断により、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けができるようにする法律の一部改正が昨年6月に公布されたことから、本町におきましても災害援護貸付金の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正改め文の第14条見出しの中の「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「据置期間中」から「据置期間後は」の規定を削除し、「年3パーセント」の利率を「無利子」と改め、同条に次の2項を加えるものであります。

第2項といたしまして、「貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない」とするもの、第3項といたしまして、前項の保証人の債務につきましては、貸し付けを受けた者の貸付金及び第9条の違約金の債務を負担するものとし、第15条の貸付金返済規定に月賦償還を加え、国が法律に規定されていた保証人を削ることから、同第13条に規定されている保証人の文言及び条項を削除するものであります。

附則第1項といたしまして、この条例は4月1日から施行し、第2項は施行における経過措置を規定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第253号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第254号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第11、議案第254号 須賀川市と鏡石町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第254号 須賀川市と鏡石町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

平成29年5月に開催されました須賀川市役所パスポート窓口については、福島県が所管する一般旅券の申請受理及び交付事務を県から権限の移譲を受けて実施したものでありますけれども、須賀川市に住所を有するか、勤務、通学する人が対象となっております。須賀川市

及び岩瀬、石川郡町村で組織されております福島空港活性化協議会におきまして、当地域に開港されている福島空港の利用利活促進、さらには国際線チャーター便に加えまして、今後国際線の就航が開始される際には、さらに窓口の有用性が増すことが期待されていることから、須賀川市及び県と協議を重ねまして、県から一般旅券事務の権限移譲を受け、須賀川市へその事務を委託することの合意が得られたことから、昨年12月の県議会におきまして、一般旅券事務の権限移譲の一部改正が議決されたところであります。これを受けまして、地方自治法第252条の14の規定に基づき、須賀川市と岩瀬、石川郡全町村で規約を定め、事務を委託するものであり、議会の議決を求めるものであります。

具体的な規約の内容につきましては、次のページをお願いいたします。

まず、第1条につきましては、委託する事務の範囲を福島県からの権限移譲を受けた旅券法に基づく事務の管理及び執行に関する事務とするものであります。

第2条の管理及び執行の方法につきましては、須賀川市の条例、規則で定めるところによるものとし、第3条につきましては、事務に係る経費の負担区分及び負担額、さらには経費が不足する場合の協議について定めたものであります。

第4条の事務に係る予算の計上については、須賀川市の一般会計に計上するものであります。

第5条の事務の実績につきましては、毎年度鏡石町に報告されるものであります。

第6条、事務の決算の要領につきましても、公表した場合につきましても、同様に鏡石町にも委託事務の部分の通知するとされるものであります。

第7条、委託事務の執行における連絡会議の規定であり、第8条については委託事務に関する須賀川市の条例等の制定または廃止をする場合の措置を定めたものであります。

第9条につきましては、規約に定めるもの以外の委任規定であり、附則といたしまして、この規約は平成31年6月1日から施行するものとし、この規約の告示の際には須賀川市の条例等が鏡石町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとしてあります。

以上、議案第254号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第254号 須賀川市と鏡石町との一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第255号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第12、議案第255号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第255号 町道路線の認定及び廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

このたびの町道認定及び廃止につきましては、成田地区圃場整備地区内の農道の認定1路線、鏡石駅東第1土地区画整理事業第1工区の工事完了による区画道路認定が12路線、廃止1路線及び民間宅地開発道路の寄附による町移管に伴う道路認定が4路線、合計いたしまして認定17路線、廃止1路線でありまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次ページをお願いいたします。

認定につきましては、番号1、路線名、成田537号線、起点、河原932番1先、終点河原1011番3先、延長480.5メートル、幅員4.5メートル。2番、笠石538号線から13番笠石549号線までにつきましては、区画整理事業第1土地区画整理事業内の道路認定でございます。14番、鏡田550号線から17番、鏡田553号線につきましては、私道の町移管に伴う認定でございます。

次ページをお願いいたします。

廃止につきましては、番号1、路線名、笠石268号線、起点、東町292番1先、終点、東町254番1先、延長155.4メートル、幅員2.6メートルから3.8メートルであります。

以上、議案第255号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第255号 町道路線の認定及び廃止についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第256号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第13、議案第256号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第256号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、町税並びに地方交付税の増額及び各基金積立金の増額並びに道路側溝堆積物撤去・処理業務委託料等の減額で、年度末事業費確定に伴う予算の

整理並びに繰越明許費に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,512万5,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定であります。

議案書24ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」といたしまして、8款土木費、2項道路橋りょう費の2事業合計で1億4,147万8,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

詳細につきましては、28ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 10番、今泉でございます。ただいま説明があったところでございますが、2点ほどお尋ねいたします。

まず1点は、30ページの雑入、ここの説明欄で、間伐材売却245万ほど計上になっているんですが、どこの間伐材、これは町有地の樹木の売却かと思うんですが、これはどこだったのか、どのくらいの量を、またどこに売却されたのかを1点お尋ねいたします。

もう一点は、38ページの農業振興費、ここの説明の欄で施設園芸推進事業補助金、これが990万という大きい金額が減少になっております。これらの金額は相当大きい事業であったんじゃないのかなというふうに思われますので、ここまで減額になった内容、これについてお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず30ページの間伐材の売り払いでございますが、場所につきましては、ふれあいの森公園内の森林ということですので、町有の森林ということでございます。

量的でございますが、全体で576.42トンの木材、雑木という形になります。売り払い先

ですが、こちら福島森林組合を通じて市場等に販売したところでございます。

続きまして、39ページであります、施設園芸推進事業の中身でございます。

こちら、当初3名以上の農業者で事業実施する予定でございました。そうしますと、県の補助事業を活用してできるということになるんですが、3名満たないという形でございます、その分、須賀川市のほうで事業を推進していただくという形になりました。その関係上、先ほどあったように、歳入の県補助金分が丸々この事業から落ちるという形になります。ですので全体事業としましては、当初は1,800万円ほどの当初事業を予定していました。結果的には、こちら、須賀川市の補助事業になりますが、全体の事業としては2,300万という形で、ほとんど、おおむね事業的には同じ事業体がっています。ただ、先ほど申したように、須賀川市へ補助という形になりますので、その分、県の補助分が落ちるということで、一回大きな減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第256号 平成30年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の運営上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第257号及び議案第258号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第14、議案第257号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第258号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第14、議案第257号及び日程第15、議案第258号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 橋本喜宏君 登壇〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） ただいま一括上程されました議案第257号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第258号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。45ページをお願いします。

議案第257号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、歳入におけます保険税の減額と歳出におけます保険給付費の増額に伴う県支出金の増額によるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,611万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,782万円とするものであります。

詳細につきましては、50ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 続きまして、55ページになります。

議案第258号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、保険料の減額及びそれに伴う広域連合への納付金の減額補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億607万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、60ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（橋本喜宏君） 以上、上程されました2議案につきまして、提案理由のご説

明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第257号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第258号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第259号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第16、議案第259号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第259号 平成30年度鏡石町

介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

62ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、介護サービス等の保険給付費等の実績により増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,998万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,512万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第259号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第260号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第17、議案第260号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） ただいま上程されました議案第260号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
77ページになります。

このたびの補正につきましては、平成30年度貸付金の確定及び育英資金への寄附によるものでございます。第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ526万3,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、82ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（角田信洋君） 以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第260号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第261号及び議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第18、議案第261号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第19、議案第262号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正

予算（第4号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第261号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から議案第262号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、84ページでございます。

平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、このたびの補正につきましては、流域下水道建設事業の負担金の確定により増額をするものであります。

予算組み替えのため歳入歳出の増減はありません。

内容につきましては、88ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に、90ページをお願いいたします。

議案第262号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、事業確定によります企業債借入額及び工事請負費等の減額補正であります。

第2条、資本的収入及び支出では、予算第4条本文「過年度分損益勘定留保資金4,525万6,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3,225万6,000円」に改め、第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額から1億1,700万円を減額し、2億2,020万円とするものであります。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額から1億3,000万円を減額し、2億6,454万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、92ページの事項別明細書によりご説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに議案第261号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第262号 平成30年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第263号～議案第273号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（小林政次君） 日程第20、議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算から日程第30、議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第263号から議案第273号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算ほか議案第264号から議案第273号までの平成31年度特別会計予算 9 件及び平成31年度上水道事業会計予算の11件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度鏡石町一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

平成31年度鏡石町一般会計予算。

第 1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,800万円とするものであります。

第 2 条の債務負担行為につきましては、6 ページ、第 2 表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業の期間限度額について定めるものであります。

第 3 条地方債につきましては、6 ページ、第 3 表といたしまして、町道整備事業費ほか 8 件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第 4 条一時借入金につきましては、借入限度額を 5 億円と定めるものであります。

また、第 5 条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2 ページ、「第 1 表 歳入歳出予算」によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

「第 1 表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

1 款町税といたしまして15億6,379万5,000円、2 款地方譲与税としまして6,602万5,000円、3 款利子割交付金としまして150万円、4 款配当割交付金としまして400万円、5 款株式等譲渡所得割交付金としまして96万円、6 款地方消費税交付金としまして 2 億2,400万円、7 款自動車所得税交付金としまして700万円、8 款地方特例交付金としまして1,180万円、9 款地方交付税としまして16億1,396万3,000円、10 款交通安全対策特別交付金としまして140万円、11 款分担金及び負担金としまして4,169万3,000円、12 款使用料及び手数料としまして5,681万4,000円、3 ページ、13 款国庫支出金としまして 9 億1,962万7,000円、14 款県支出金としまして 4 億9,387万3,000円、15 款財産収入としまして170万1,000円、16 款寄附金としまして1,600万1,000円、17 款繰入金としまして 5 億2,598万8,000円、18 款繰越金としまして3,000万円、19 款諸収入としまして7,316万円、20 款町債としまして 3 億1,470万円、合わせまして歳入合計が59億6,800万円でございます。

次に、歳出の分でございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページ、歳出、1 款議会費としまして8,165万5,000円、2 款総務費としまして 7 億1,384万3,000円、3 款民生費としまして16億6,093万7,000円、4 款衛生費としまして 4 億1,085万4,000円、5 款労働費としまして592万3,000円、6 款農林水産業費としまして 4 億

1,621万1,000円、7款商工費としまして1億764万5,000円。

次のページになります。

8款土木費としまして13億196万7,000円、9款消防費としまして2億9,789万1,000円、10款教育費としまして5億5,288万8,000円、11款災害復旧費としまして4,000円、12款公債費としまして3億8,800万円、14款予備費としまして3,018万2,000円、合わせまして歳出合計59億6,800万円を計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億409万1,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページ、まず歳入であります。

1款国民健康保険税から8款町債まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、1款国民健康保険税2億6,230万5,000円、3款県支出金9億4,235万9,000円、5款繰入金9,886万1,000円、合わせまして歳入合計13億409万1,000円であります。

3ページになります。

歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、2款保険給付費が9億4,879万6,000円、3款国民健康保険事業費納付金が2億9,255万5,000円、5款保健事業費が2,907万1,000円、これらを合わせまして歳出合計が、次のページになります、13億409万1,000円。

以上、計上させていただきました。

次に、27ページをお開き願います。

27ページ、議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億442万6,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、28ページ、第1表によりご説明を申し上げます。

28ページ、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款の諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、1款後期高齢者医療保険料としまして7,644万8,000円、3款繰入金としまして2,707万3,000円、合わせまして歳入合計が1億442万6,000円であります。

次に、29ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億152万3,000円あります。合わせまして歳出合計が1億442万6,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、41ページをお開き願います。

41ページ、議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,750万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円とするものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、42ページ、第1表によりまして、その概要をご説明申し上げます。

42ページ、歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が2億3,603万6,000円、3款国庫支出金2億3,362万円、4款支払基金交付金が2億6,620万7,000円、合わせまして歳入合計が10億2,750万円あります。

次に、43ページです。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、2款保険給付費が9億5,291万9,000円、合わせまして歳出合計が10億2,750万円になります。

以上、計上させていただきました。

次に、69ページをお開き願います。

69ページ、議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説

明申し上げます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,005万6,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、70ページ、第1表によりまして、その概要をご説明申し上げます。

70ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款繰入金が3,000万1,000円、合わせまして歳入合計が3,005万6,000円であります。

次、71ページ、歳出であります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸支出金3,000万1,000円、合わせまして歳出合計3,005万6,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次、81ページをお開き願います。

81ページ、議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,453万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、82ページ、第1表によりましてご説明をいたします。

82ページ、歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,453万3,000円あります。合わせまして歳入合計4,453万8,000円あります。

83ページです。

歳入につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸支出金4,050万円、合わせまして歳出合計が4,453万8,000円になります。

以上、計上させていただきました。

次に、93ページをお開き願います。

93ページ、議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,660万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、96ページの第2表といたしまして、区画整理事業費の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、94ページの第1表によりまして、その概要についてご説明をさせていただきます。

94ページ、歳入になります。

歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容としましては、1款繰入金が9,111万7,000円、5款町債1,610万円、6款財産収入が4,643万1,000円、合わせまして歳入合計は1億6,660万円であります。

次、95ページです。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款事業費が1億4,753万円であります。合わせまして歳出合計が1億6,660万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、111ページをお開き願います。

111ページ、議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487万3,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、112ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

112ページ、歳入であります。

歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸収入475万9,000円、合わせまして歳入合計が487万3,000円あります。

次に、113ページになります。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が486万円、合わせまして歳出合計が487万3,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次、123ページをお願いいたします。

123ページ、議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,950万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、126ページ、「第2表 債務負担行為」としまして水洗便所改造資金利子補給事業（平成31年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、126ページ、「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、124ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

124ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料は1億4,661万7,000円、5款繰入金が1億7,384万8,000円、8款町債が1億6,850万円、合わせまして歳入合計4億9,950万円であります。

次に、125ページです。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1億1,316万円、2款事業費が8,093万4,000円、3款公債費が3億394万6,000円、合わせまして歳出合計が4億9,950万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、141ページをお願いいたします。

141ページ、議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,900万円と定めるものであります。

第2条の債務負担行為につきましては、144ページ、「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改善資金利子補給事業（平成31年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、144ページ、「第3表 地方債」といたしまして、資本費平準化債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、142ページ、第1表によりご説明申し上げます。

142ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款国庫支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、4款繰入金が4,385万1,000円、7款町

債が2,020万円、合わせまして歳入合計7,900万円であります。

143ページです。

歳出につきましては、1款の総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が3,296万9,000円、3款公債費が4,527万7,000円、合わせまして歳出合計7,900万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、159ページをお願いいたします。

159ページ、議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,660戸、年間総給水量が129万8,300立方メートル、1日平均給水量が3,557立方メートルと定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部、営業収益が2億8,051万7,000円であります。第2項営業外収益が883万7,000円、第3項特別利益が1,000円の合計といたしまして、第1款水道事業収益が2億8,935万5,000円であります。

次、支出の部であります。

第1項営業費用が2億2,765万7,000円あります。第2項営業外費用が2,938万6,000円あります。第3項は特別損失10万1,000円、第4項が予備費で3,221万1,000円の合計といたしまして、第1款水道事業費用が2億8,935万5,000円あります。

次に、第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の合計を9億90万円と定め、資本的支出の合計を9億9,391万4,000円と定め、第4条の2行目になります、不足する額9,301万4,000円は過年度分損益勘定留保資金5,398万1,000円、さらには建設改良積立金2,500万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,403万3,000円で補填するものであります。

次に、160ページをお願いいたします。

第5条、継続費につきましては、第5次拡張事業鏡石浄水場建設に伴う款項、事業名、総額、年度、年割額を定めるものであります。

第6条、企業債につきましては、第5次拡張事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第7条、一時借入金につきましては、借入金の限度額を3億7,300万円と定め、第8条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第

10条におきましては、たな卸資産の購入限度額を748万1,000円と定めるものであります。

以上、平成31年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成31年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成31年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、小林政次、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の10名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 1時53分

開議 午後 2時03分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成31年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に橋本喜一君、同副委員長に菊地洋君が選任されました。

◎請願・陳情について

○副議長（小林政次君） 日程第31、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第24号から陳情第26号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○副議長（小林政次君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時04分

第 2 号

平成31年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成31年3月5日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君

欠席議員(1名)

12番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	柳沼英夫君
税務町民課長	橋本喜宏君	福祉こども課長	関根邦夫君
健康環境課長	菊地勝弘君	産業課長	根本博君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	小貫正信君
教育課長	角田信洋君	会計管理室長 兼出納室長	長谷川静男君
農業委員会 農事務局長	柳沼和吉君	農業委員 会長	菊地榮助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	小貫秀明	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

本日は議長が病気欠席のため、副議長であります私、小林が地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長を務めます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○副議長（小林政次君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 古 川 文 雄 君

○副議長（小林政次君） 初めに、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） おはようございます。

4番、古川でございます。

久しぶりのトップバッターでありまして、柄にもなくいささか緊張しておりますけれども、3月定例会一般質問を行ってまいりたいというふうに思います。

新元号発表まで1カ月、天皇陛下の退位、皇太子殿下の即位まで2カ月を切り、一步一步着実に新しい時代とへ歩みを進めておりますけれども、毎日毎日、さまざまなニュースが飛び込んでまいります。暖冬で記録的とも言える降雨量の少なさは、既に水不足を引き起こし、二本松市で井戸枯れや久慈川の水位低下が報道されており、ことしの水稻作付の影響が大変心配されるところでございます。

水稻といえば、先日、18年産米食味ランキングが発表され、昨年、平成元年以降初めて特Aランクを逃した魚沼産コシヒカリが特Aに返り咲いたのを初めとし、過去最高の55銘柄が特Aランクを復活し、我が福島県は、山形そして新潟、両県と並び4銘柄で特Aを獲得し、全国トップとなりました。昨年に引き続き、獲得数トップはデータで確認できる限り、初めてのことということで非常に喜ばしいニュースであったかと思えます。

また、私も政治家の端くれとして非常に注目しているのが辺野古移設であります。県民投票の結果、いわゆる沖縄県民の民意を政府がどのように受けとめ、そして、どのように対応するのか、工事は依然継続されている模様でありますけれども、住民の代表である政治家が住民の声を無視などしていいわけもなく、どのようなプロセスで住民の声を反映させるのか、非常に一番近い政治家である我々が参考にすべき事例として、今後ますます注目していきたいというふうに感じております。

それでは、通告書に従い質問させていただきたいと思います。

まずは、健康長寿の町づくりについてであります。

現在、長寿国ランキングのトップは皆さんご存じのとおり、我が国日本でございます。しかし、2040年にはスペインに抜かれ2位になってしまうというような予測結果がございます。

そこで、(1)の質問であります。健康寿命を数値化した「お達者度」のランキングについてお尋ねいたします。

平均余命年数、それらを見ますと、男性は県平均からマイナス1歳に対し、女性はプラス1.23歳でありました。それぞれが県平均と比較した際に生じるこの男女格差の要因をどのように分析しているのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） おはようございます。

4番議員のご質問に答弁申し上げます。

ご質問のありました福島県の「お達者度」につきましては、県の健康長寿ふくしま推進事業の一つであるふくしま健康情報ステーション事業の一環として、県民の予防医療や健康増進のシンクタンク機関であります県立医科大学健康増進センターが算定し、公表しているものであります。

一般的な健康寿命につきましては、国が以前から3年ごとに都道府県別の値を公表しておりますが、県民の健康寿命延伸のためには、県独自のデータの分析による市町村単位の指標獲得が重要とされたことから、平成29年11月に福島県として初めて「2013年版お達者度」が公表され、昨年12月には2回目となる「2016年版お達者度」が公表されたところです。

この指標は、対象とする男女別の65歳について、算定年とその前後の計3年間の平均余命年数を算出し、そこから介護保険データの要介護度2以上の認定年数を差し引くことで、2未満の期間を算定し、それを「健康的に過ごせる平均的な期間」イコール「お達者度」として定義づけたものであります。

ご質問の平均余命年数が県平均に対し男性マイナス1.00年、女性プラス1.23年となった

ことについてですが、主な要因といたしましては、統計上、数値変動が大きく算定に適さない人口規模とされる人口1万2,000人としていますが、それを若干上回る当町において、算定期間での65歳以上の人口数に対して死亡する数に占める男性の割合が県平均と比較して多かったために、男女間の格差が生じたものと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁の中にありました算定期間中の死亡者のうち、男性の割合が県平均より多かったため、格差が生じたというような答弁であったかというふうに思いますけれども、私は単純に男女それぞれ65歳からの余命の平均値で、当町の場合、全体数が少ないために、その一人の与える影響が大きく、たまたま65歳になったばかりの人が亡くなっている結果というふうに捉えておりました。

先ほどもありましたように、2013年の結果も同様の傾向でございます。今いただいた答弁なら、2012年から6年間男性死亡者数が多かったという解釈でよいのか、再度お尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問に答弁いたします。

今、ご質問のあったように、人口の割合に対しまして、男性の死亡者が多かったというふうに解していかというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それでは、先ほど答弁、課長の答弁の中にありましたその記事に、同じくしてお達者度も記載されており、その年数を見ると平均余命同様、男性は平均を下回り、女性は平均を上回っています。さらに、2013年と2016年を比較対照しますと、男性はマイナス0.17から0.59へと悪化しております。女性のほうは、プラス0.8からプラス1.18にこちらは良化しております。この傾向に対する要因をどのように分析するのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

当町の2016年のお達者度については、男性が16.55年で2013年に比べ0.13年の減少、女性が21.49年で0.43年の増加という結果でありました。県の市町村別お達者度については、平

均余命の算定も含め、国の厚生労働研究班が定めた健康寿命の算定方法の指針に準じて算定されておりますが、健康な期間の平均を算出するための割合は、今回の県のお達者度では、2016年1月時点での各市町村の要介護度2以上の認定者数を基準としております。このため、2016年における65歳以上の対象人口に対する要介護度2以上の認定者数の割合が、県平均に比べ男性が多く、女性が少なかったために、お達者度について男性が減少し、女性が増加したかと分析されますが、そのほかの一般的な要因といたしましては、介護が必要となる主な要因が認知症や脳血管疾患などであり、それらを予防するための運動、食生活、そして社会参加の3大要素に対する男性の活動機会が少ないことも一つの要因になっているのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それでは、次に（2）お達者度改善のための今後の対策についてお尋ねいたします。

どれだけ長生きいたしましても、元気で生き生きと生活できなければ、その価値が半減してしまうというふうに思います。町として、今後、こういった対策を考えているのかお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの答弁のとおり、お達者度については、65歳からの余命年数に占める要介護度2未満の自立生活期間の長さを示しております。

町では、これまで各地区のサロンなど、高齢者への健康教室や運動教室などを開催し、高齢者が自立して生き生きと生活できるような施策の創設と実施に努めてまいりましたが、今後の改善のためには、心身機能の維持・改善など、病気にならない、要支援にならない、さらには要介護度を重度化させないための介護予防を重視した事業を展開し続けていくこと、そして、その必要性についての普及啓発を推進し、特に改善が必要とされる男性高齢者の各事業への積極的な参加を促してふやすこと、さらには、多くの方に実践していただき元気になってもらい、地域社会活動に積極的に参加してもらうこと、それらの実現がお達者度の改善につながるものというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） お達者度改善のために、特に男性高齢者に対しての各種事業参加へのいわゆる推進を図っていくというふうに認識いたしました。

次に、先日の福島民報に、県が新設する健康長寿ふくしま会議で官民挙げ三本柱推進というふうな記事が出ておりました。3本柱とは、社会参加、運動、そして食でありました。

そこで、（3）の質問に移りますけれども、県に先駆け食に着目したこの生き生き幸せ食生活応援団事業では、どんな効果を期待するものなのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

生き生き幸せ食生活応援団事業につきましては、平成27年度にハッピーイートプログラム事業という名称でスタートした事業であります。今年度から名称を変更し、現在も実施を継続しております。この事業は65歳以上の高齢者の食生活改善を通じた健康維持・増進事業であり、栄養教室など、既存の参加型とは違い専任の管理栄養士が実際にご自宅へ訪問して面談し、高齢者の食生活や栄養摂取状況をヒアリングしながら現状分析して評価し、その結果をもとに改善の計画を提供し、改善の支援をするものであります。

この事業で期待される効果としましては、健康長寿のもととなる食について、自身では気づきにくい栄養バランスや摂取量などの現状を再認識できる機会が確実に持てること、そして、その改善のために必要な栄養素やカロリー、塩分量など、高齢者が何を注意し、どう改善し、心がけたらよいか、また、どのような献立と調理法がよいかなど、専門職員がわかりやすく身近にサポートすることで、高齢者の生活の不安の一端を解消できること、さらにはこれらを通じて最終的に高齢者のQOL、いわゆる生活の質・人生の質ですね、こちらが向上し、介護予防につながり、健康寿命の延伸効果が得られること、このような効果が期待できるものというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 健康寿命の延伸効果が期待できるというような答弁であったと思えますけれども、こういった事業効果が非常にあらわれにくい分野での事業推進というのは、非常に独特の難しさがあるというふうに思います。そうした中で、事業効果を最大限に発揮するにはさまざまな課題に共通する根本的な部分への対策、行政サービスを提供する側とされる側で共通認識のもと、取り組んでいくことが私は非常に重要であると認識しております。

そこで、（4）になりますけれども、町で抱えるさまざまな健康課題の中で、最も対策が必要であると認識している課題をお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の抱える健康課題にはさまざまなものがありますが、健康寿命の町づくりに最も必要だと認識している課題については、町民自身の健康に対する意識の向上と男女の均衡化にあると考えております。

先ほどのお達者度にも関連いたしますが、健康寿命延伸のためには、男女を問わず、若年層のころから生活習慣病やがんなど、将来、重大な健康障害となる可能性が高い病気にかからないための意識予防が重要であり、そのためには早期発見を目的とした各種健診の受診意識が必須となります。

また、健診結果で改善が必要となった場合には、保健指導の受講意識や指導に基づく運動等、食生活の実践意識、そして最終的には改善後の健康の維持意識といったように、全てにおいて健康には自分自身に対する意識の確立が必要であります。

このため町では、受診歴や健診結果をもとに、個々に沿って作成したアドバイスつき受診勧奨はがきの送付や若年層向けの受診勧奨コミック冊子の送付など、工夫を凝らしながら受診率の向上を図るとともに、保健師や管理栄養士による個別の保健指導相談会を初め、ダイエット教室、筋トレ教室といった改善が必要な町民が気軽に参加できる機会の提供、さらには専門講師による健康教育セミナーの開催など、町民の健康意識の向上に必要な各種フォローアップ事業の周知・啓発を一層推進しながら、町の健康長寿化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今いただいた答弁の中に、町民自身の健康に対する意識や、自分自身に対する意識の確立というふうにあったかと思えますけれども、意識改革というのは非常になかなか難しいのが現状だというふうに思いますが、この意識づけ、それ以外のプラスアルファといいますか、そういった対策が必要かというふうに思えますけれども、執行の考えをお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

健康課題に対する対策については、大きく2点に分けられると思います。

1つ目は、病気にならないための予防、もう一つは自分の健康状態をしっかりと確認、認識

するということが重要であると考えております。

内容につきましては先ほど答弁したとおりですが、つけ加えまして町民の特定健診受診率向上事業としまして、過去5年間の未受診者分析データをもとに、未受診者の特性に応じた再勧奨の実施、また、新年度からは健診料金の見直しとして無料で実施している特定健診、後期高齢者健診、大腸がん検診、結核検診に加え、乳がん検診及び子宮がん検診をワンコイン健診として、それぞれ500円の自己負担として受診しやすい体制といたします。また、受診機会を多くするために集団検診、施設検診、人間ドックを選択できる体制で実施しております。健診受診後のフォローアップとしましても、健診結果説明会の開催、保健指導としましてメタボリックシンドローム対策としての特定保健指導、生活習慣病重症化予防として須賀川医師会等との協力で実施する糖尿病性腎症重症化予防プログラム、保健師等による訪問指導などを実施し、創意工夫しながら健診受診者への健康管理を支援いたします。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 活気あふれるそういった町は、健康で元気な町民によってつくられていくと思います。健康長寿化事業の充実・強化を図っていただきたいというふうをお願い申し上げます。

続いて、2番の油田計画についてお尋ねいたします。

まず、（1）の平成30年度の作付面積と収穫量についてであります。

2月の全員協議会で一度説明いただきましたが、再度ご説明願います。

○副議長（小林政次君） 説明に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では平成29年度より耕作放棄地の発生防止と解消、そして景観維持のため「かがみいし油田計画」を進めております。

この計画において、菜種・エゴマを推進しておりますが、菜種につきましては、平成29年度に実証展示圃及び南町地区での作付を合わせて、1.6ヘクタールの作付をしたところでございます。平成30年度に1,175キロ収穫され、菜種油として417キロ搾油することができました。

平成30年度にでき上がりました菜種油のうち、198キログラムは町内小中学校へ3学期の給食用として寄贈し、その他については、町内飲食店や一般住民へのモニター募集を行い、活用いただいた感想やアンケート結果により、活用法の検討、レシピの開発、健康機能のPRを進める予定としております。また、現在、まちの駅かんかんてらすにおいても販売して

いる状況でございます。

平成30年度の菜種の作付は、昨年9月に実証展示圃約0.6ヘクタール、生産者作付分が約6.5ヘクタール、合計で約7.1ヘクタールの作付がされたところでございます。これから春先に黄色いきれいな花が町内を飾るものと考えております。

エゴマの栽培については、実証展示圃約0.2ヘクタール、生産者作付が約0.8ヘクタール、合計で1ヘクタールが作付され、収穫量は220キロとなりました。しかし、一部乾燥不良により劣化が見られ、鏡石産エゴマのみで搾油をすることはできませんでした。その関係で、一部搾油できなかったものについては、その利用法を模索している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 菜種に関しては既に搾油され、そしてエゴマに関しては乾燥不足により残念ながら搾油できないということでありましたけれども、それでは、菜種の収入と水稻の収入にどれくらいの差があるのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちら10アール当たりの価格になりますが、主食用米ですと販売収入で10万6,000円、経費が8万3,000円、農家所得としましては2万3,000円の所得となります。一方、菜種でございますが、こちらはあくまで全国平均値としてご理解いただきたいと思います。全国の平均としましては、販売収入が1万7,000円、その他、各種交付金で5万9,000円ほどございます。その関係で、農家の手取りとしましては7万6,000円が収入となります。経費としましては3万4,000円、農家所得としましては、そちらを引いて4万2,000円が所得となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 各種補助金の制度があり、そして現時点で全国平均でありますけれども、水稻の収入より菜種の収入のほうが多いということであれば、耕作放棄地対策となる油田計画のさらなる拡充や機械などの導入についても、もっとスピード感が必要ではないかというふうに思いますけれども、これについてはどうですか。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問あったように、当然ながら拡大するに当たっては、それぞれの課題がございます。菜種油の栽培につきましては、まずは連作障害というものがございます。さらには、収入を上げるためには補助金に頼らないための反収の増加というのにも必要になったという形になります。

さらには、エゴマ栽培につきましても、一応来年度、移植機の導入を予定しております。そういう意味ではなるべく労力をかけない関係で面積を拡大していくということが必要というふうになります。そういう意味では、機械化に向けても検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 次に、（2）の平成31年度の作付面積をお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

平成31年度作付見込みでございますが、菜種が実証展示圃で0.7ヘクタール、生産者作付分が7.5ヘクタール、合計8.2ヘクタールの部分となっております。

また、エゴマにつきましては、実証展示圃0.2ヘクタール、生産者作付分が1.5ヘクタール、合計で1.7ヘクタールを見込んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 先ほどの、ちょっと答弁の中に栽培技術の確立による反収増加というふうにございましたが、現状の一連の作業において収穫ロス等がないのか、再度お伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、菜種の栽培の全国的な反収でございますが、全国的には10アール当たり162キロが反収という形で設定されております。町の場合、平成30年に作付追加しましたが、こちら反収が10アール当たり75キロという形で、全国平均の半分以下という形になっております。反収を上げるためには、土質の改修が一番必要だと思います。その場合には、適期刈り取りも

大変重要な要素と考えておりますし、または、田んぼとか畑の土の成分も十分影響されるということですから、当然ながら肥料、肥培管理も必要になってくるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） この油田計画は、耕作放棄地問題への対策として非常に有効な事業であると思います。今後、早期の機械導入や事業拡大、発展のためにあらゆる側面から非常に前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて、3番の水田農業振興について質問させていただきます。

昭和45年に開始された一定の転作面積の配分を柱とした本格的な生産調整、俗に言う減反政策が廃止されたことを受け、（1）の、初めて町が目安を設定した平成30年の作付面積と転作状況がどのようになったのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご存じのとおり、平成30年産米から主食用米の作付の生産数量目標が廃止され、生産者や出荷者、団体には需要に応じた米の生産が求められる初めての年となりました。平成29年産と比較しますと、水稻作付面積で15ヘクタールの減の859ヘクタール、そのうち主食用米の作付面積が13ヘクタール増の778ヘクタール、飼料用米を初めとした新規需要米は18ヘクタール減の59ヘクタール、備蓄米は9ヘクタール減の22ヘクタールとなりました。また、飼料用作物などの戦略作物は1ヘクタール増の17ヘクタール、野菜などの地域振興作物は2ヘクタール減の20ヘクタールとなりました。

ここ数年、米価が上昇傾向であることや、生産数量目標の廃止、それに伴う米の直接支払交付金の廃止などの影響により、主食用米の作付が増加したものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 主食用米では作付面積が拡大したものの、水田の耕作面積は減少したと、趣旨であったというふうに理解いたしました。

冒頭でも触れましたけれども、先日、米の食味ランキングが発表され、福島県は見事V2を達成いたしました。が、町の主力作付銘柄であるコシヒカリはAランク、中通り産ひとめぼれは特Aランクを獲得したものの、特Aランクを獲得した銘柄数は何と史上最多の55銘柄

となっております。

この事実を踏まえまして、(2)の今後の需要予測と作付方針についてどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年の主食用米の作付は全国で1万6,000ヘクタールが増加したものの、全国の作況指数が98であったことなどから、米価は前年並みとなっております。

しかし、日本の人口は平成20年をピークに減少しており、また、高齢化や食生活の変化から、1人当たりの米の消費量も年間1俵を下回り、主食用米の需要は、ここ3年で30万トンほど減少しております。今後も毎年10万トン程度の需要減少は続くものと予測されており、平成31年には726万トンになる見込みです。しかしながら、外食・中食産業を中心とした業務用米が不足するなどミスマッチなところもございます。

町としましても、需要に応じた米生産が米価安定、ひいては経営の安定に資するものであることから、生産数量の目標の目安を今後も設定し、産地交付金、さらには町の助成金を活用するなど、安定した収入が見込めるよう、飼料用米を初めとした新規需要米を推進してまいりたいと考えております。また、業務用の需要者ニーズを踏まえながら、契約栽培は農業経営の見通しが立ちやすいなどのメリットがあることから、情報収集をしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁によりますと、今後も目安を設定し交付金や助成金を活用し、米づくりの推進を図るといふ答弁であったかと思えますけれども、町の農業における主力産品である米を取り巻く環境は、米を消費するそもそもの人口が減少傾向にあり、加えて1人当たりの米消費量も減少し、特Aランクが初めて創設されました平成元年には、中通り産コシヒカリのほか、当時は12銘柄しか獲得していなかった特Aランクを55銘柄が獲得し、ライバル乱立、米の戦国時代とも言える非常に厳しい状況にあるというふうに思います。

この状況を踏まえまして、(3)の町の基幹産業である農業を維持発展させるため、町でどのようなビジョンをお持ちなのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、さらには高齢化、また、耕作放棄地の増加などが厳しいことになっております。そんな中で、町の農業は、水田を初めとしまして野菜、果樹、畜産など、恵まれたこの自然環境、あるいは地域特性を生かしました町の基幹産業として発展していただきたいということでもあります。でも、近年、農家数も大幅に減少して、町の農業の担い手である認定農業者の平均年齢も60歳を越えるなど、厳しい状況になっているということでもあります。

そういう中で、町としましては平成29年度より「美しい田舎作り、農業の魅力復活リノベーション事業」といたしまして、いわゆる耕作放棄地対策としての農地再生プロジェクト事業が1つと、そして2つ目には販路拡大といたしまして6次化推進・販路拡大プロジェクト事業、そして3つ目には就農の支援としまして農業人生応援プロジェクト事業ということで推進をしているということでもあります。

そういう中で、今後もこれらの事業を初め、各種施策の充実を図りながら、地域農業の維持発展に努めてまいりたいと考えております。

また、鏡石町は、水田等もいわゆる1区画に10アールということで、大変今の状況の中で小さい面積になっていると、そういうことも含めて、できるだけ圃場整備等もしっかりと進めていくという、そんな方針で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの町長の答弁にもありましたように、農業を取り巻く環境というのは、過去に例を見ないほど大変厳しいものと言わざるを得ないと思います。既存の視点、そういった施策にとどまらず、全く違った角度からの視点、施策も必要なのではないかと、いうふうに思うところがございますが、そうした施策を町のそういったビジョンに加えていくお考えがあるのか、再度お尋ねします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、我が町の町全体の面積3,100ヘクタールということでもあります。そういう中で、農地については、その半数の約1,500ヘクタール近く町にはございます。そういう中で、この中を見ますと、先ほど、農業委員会事務局によると耕作放棄地はどのくらいあるのかと、現時点で、ということで見ましたら、約81ヘクタールなんですね。統計上、我が町には、先ほど言いましたように、農地は約1,500ヘクタール近くある、そういう中で実際耕作されてい

る面積約1,100ヘクタール、約400ヘクタールは余り利用されていない耕作地であるということなんです。

もう一つは、我が町の1戸当たりの農地面積は県内でトップクラスということでもあります。そういう中で、やはりこの耕作放棄地81ヘクタールばかりじゃなくて、それ以外のそういった面積も含めて、しっかりとこれからしていくことが大事なんだろうなと。

ただ、なかなか先ほど言いましたように、我が町は1反分区画の面積であるとういうようなことなので、やはり圃場整備ももちろん必要です。しかし、配田を行ったということでの1アール区画であります。

特に、議員さんのおられる南町も多分区画当たりの段々、いわゆる棚田、鏡石町の農業は、水田はやはり10アール区画の棚田だというふうに申し上げました。そういう中で、その棚田がですね、圃場整備ができるかできないか、それもしっかりと見きわめなければならない、そういう中で、できれば10アールでもできるような、そういった農業というのも大事なのかなというふうに思っております。

特に、我が町のこの農業を見ますと、昭和35年は925戸の農家数があつた。今現在、27年の統計でありますけれども、374戸であります。こういう中で、数字的には昭和55年の専業農家129戸あつたんですが、今、27年が97戸ということで、専業農家については、減少率は25%、一種兼業は昭和55年379戸、平成27年84戸、これはマイナス80%なんですね。しかし、農地を持っている戸数というものが、税務課で調べました。1,100戸ある、100人が農地を持っていると、そういう中で、これからこういったものを踏まえながら、しっかりとしていかなければならない。

もう一つは、国連でありますけれども、国連の宣言の中で小農の権利宣言ということで、いわゆる小さな農業をしっかりと守っていこうという、国連で宣言をしている、その賛成の国が199の多数で採決されたという、そんな情報があります。その採決には棄権は49、反対は7と。その中で、日本は、この小農の権利宣言については、棄権をされたということがあつる。

やはり地方創生の私は原点は農業であるというふうに考えております。そういう中で、しっかりと町もこれに対していろんな意味で話し合いをしながら、我が町がどうあるべき農業をしていくべきなのかと、そういったものをしっかりとしていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 農業を取り巻く厳しい状況下における農業の維持発展のかじ取りとい

うのは非常に困難かというふうに思いますけれども、町の農業が職業として成立し、そして続けられるような、さまざまな視点からの検討を要望したいというふうに思います。

最後の項目となります。児童虐待についてであります。

新聞やニュースを見聞きしておりますと、児童虐待に関するニュースをよく耳にいたします。こういったことから、児童虐待が増加傾向にあるというふうには感じずにはられません。

そこで、(1)の町における児童虐待の認知件数の推移についてお尋ねいたしますけれども、町での認知件数はどのような傾向にあるのかお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童虐待相談の対応件数につきましては、全国的に増加しており、平成29年度の全国の児童相談所における対応件数は13万3,778件で過去最多となっております。

福島県内の児童相談所における対応件数につきましても、直近3年間の件数が、平成27年度が529件、平成28年度が956件、平成29年度が1,177件と、近年大幅に増加しております。

そのうち、鏡石町の件数につきましては、平成27年度が5件、平成28年度が10件、平成29年度が9件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 町でも虐待として認知された事実があり、我々にとりましても身近な問題であると改めて認識いたしたところでございます。

日曜日の新聞報道でも触れられておりましたけれども、(2)の質問としてそちらをお尋ねいたしますが、児童虐待の定義と認知方法についてお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童虐待の定義につきましては、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定されており、具体的には、児童に対する次の4つの行為が挙げられています。1つ目が身体的虐待で、生命・健康に危険のある身体的な暴力行為のことで、2つ目は、性的虐待で、わいせつな行為の強要です。3つ目は、心理的虐待で、暴言や差別など心理的外傷を与えるような行為のことで、4つ目は、ネグレスト（育児放棄）で、保護者の怠慢や拒否により、児童の健康状態や安全を損なうような行為のことで、

また、認知方法につきましては、本人や家族、自治体、学校、施設等からの相談や通報を

受けて児童相談所が緊急性を判断して対応する流れとなっています。緊急性が高いと判断した場合には、関係機関と連携して、一時保護等の子供の安全確保を行います。

なお、児童相談所で緊急性が高いと判断して対応した件数が、先ほど答弁した児童虐待相談の対応件数となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 虐待とは、児童の健康状態や安全を損なう行為というふうに理解いたしました。

次に、（3）の児童虐待を根絶するための町の対策についてお伺いいたします。

将来ある子供たちの健やかな成長のためには、児童虐待は根絶していく必要性を強く感じております。子供たちを保護する、いわゆる実戦部隊と言われます児童相談所は、機能強化を図っていくようでありますけれども、子供たちの日常生活により近い存在である町や学校では、どのような対策がとられているのかお聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づきまして、虐待を受けるおそれがある子供を初めとする要保護児童家庭の早期発見や適切な保護を図るために、必要な情報の交換・支援を行う鏡石町子どもを守る地域ネットワーク協議会を設置しています。本協議会は、学校、幼稚園、保育所、児童相談所、民生児童委員、警察等の関係機関で構成され、児童虐待防止のための情報の共有に努めております。

具体的取り組みとしましては、協議会構成機関の代表者による会議を年1回、実務者による会議を年2回、虐待案件の緊急度に応じた個別ケース検討会を随時実施して、個々の家庭状況を考慮しながら対応しております。

また、児童相談所では全国共通の電話相談ダイヤルが設置されており、189番、いちはやくかけると児童相談所につながる仕組みがあります。

町としましては、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であると認識し、全国共通ダイヤルの周知等も含めて、引き続き関係機関と連携を図りながら、児童虐待防止に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁の中で、代表会議が年1回、実務者の会議が年2回、開催されているということでありましたけれども、例えば実務者の会議が年2回ということに對しまして、生活のリズムが大きく変化するであろう長期休業明けに、3回ありますから、つまり年3回開催するなど、児童虐待に対する対応の充実強化は考えられないでしょうか、再度お聞かせ願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご質問にご答弁申し上げます。

今ほど、年3回程度の実務者会議が開催できないかというふうなご質問かと思いますが、これにつきましては、随時緊急事態に合わせまして、個別ケース検討会を実施しておりますので、そちら等も含めながら今後検討してまいりたいと思います。

○副議長（小林政次君） 古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 新聞報道では、保護者の体罰を法規制へというふうに記載されておりましたが、しつけと体罰の線引きは非常に難しいと思います。保護者には子供を説得させるためのコミュニケーション能力の向上が必要になり、そうした面での支援も必要になるかもしれません。子供たちの未来を守ることは、町、県、国の将来をつくることと言いかえても過言ではないかというふうに思いますので、非常にデリケートで難しい問題ではありますが、万全の対応をよろしく願いたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 今 泉 文 克 君

○副議長（小林政次君） 次に、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

10番、今泉文克でございます。

鏡石町議会、平成の時代最後の定例議会において一般質問をいたします。

間もなく、あと6日で1,000年に1度の歴史的悲劇の東日本大震災、そして同じくして東京電力原発事故から丸8年を経過しようとしております。鏡石町民は生活が変わり、人生が変わった方もおり、まだまだ復旧・復興が完全に終了したとは言い切れません。あれから9年目の平成31年度予算は、少しでも町民に喜ばれる政策、3月議会の重要性を審議する責務

を感じております。

そんな中、けさ一番、新聞の一面のトップ記事を見てうれしく思いました。首都圏への県産農産物の販売、流通拡大に向けた県内外のライン化ができようとしております。

私が今から20年前に、うつくしまふくしま県農業法人協会の会長のときに、このようなシステムをすべきだということで提案して、第1回の生産者と流通業者、そして販売店との商談会を郡山で盛大に開催したことが今思い出されます。折しも8年前には大地震、あるいは東電の原発事故という大変な事故がありました。鏡石町農産物も同じく原発の風評被害を受け、それらに大変多くの農家は苦慮したところでございます。町でも、政策の中にたくさんのその対応策を事業として考えましたが、その中で農産物イメージ回復ということで、鏡石町の農産物を少しでも有利に販売することができないかというふうな予算も事業として組まれておりました。私は、それらも活用しながら毎週末に東京のど真ん中、丸の内、あるいは銀座周辺において鏡石町の農産物の販売を実施しており、多くの方に好評を博しております。

鏡石のイチゴ、米、あるいは桃、リンゴ、野菜、加工品、そして最近では岩瀬牧場のヨーグルトなど、鏡石町の農産物関連商品には大変すばらしい産品が数多くあり、この品質の優秀性、これらについては大変自信を持って生産販売することができるようになりました。少しでも町民の方々が喜ばれ、そしてそれが定着すればいいなと思いつつ日々を過ごしている今日でございます。

今回、平成最後の議会において質問をさせていただくことを考えまして、大項目3点ほど出させていただきました。その一番目になりますが、まず、町内の道路網の整備についてお尋ねいたします。

国道4号線の4車線化の工事は平成31年度完成、供用を目指して、今、進められておりますが、中央分離帯、あるいは側道、このようなものが整備によりますと、接続するところの主要道の須賀川方面から行きますと、大池団地の入り口、あるいは深内に行く大池交差点、そして五斗蒔交差点、それから役場の近くのニプロの道路の拡幅など、交差点、信号機のこれらについてはどのようになってくるのか、非常に心配しているところでございます。これらの取り付け関連道路及び安全のための設備は、取り付け計画はどのようになっているのかをお尋ねさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

国道4号鏡石拡幅は、国道4号鏡石地区の交通量の増加に伴う交通混雑の解消や、安全な交通と良好な交通環境の確保を目的といたしまして、総延長4.5キロメートルについて平成21年度から工事が着手されたところでございます。

須賀川から役場前の交差点までの2.3キロメートル区間につきましては、現在、舗装工事を進めているところでありますが、今年度末までに、車道表層、中央分離帯の一部を残して終了するというところでございます。平成31年度に残りの道路表層、中央分離帯について工事を進め完了予定であると国のほうから報告をいただいているところでございます。

また、役場前の交差点から久来石までの南の方面になりますが、この2.2キロメートルの区間におきましては、現在、改良工事をしているところでございますが、現地の地下水位が高いなど、路床改良が想定されており、改良の深さや範囲等について不確定であるため、施工に要する期間が確定できないという状況でございます。国からは、不確定要素が解消され施工条件が整った時点で、完成の時期についてお知らせをしたいという報告をいただいております。

さらに、主要道の取りつけ計画でございますが、町道につきましては、役場前交差点以北の区間であります大池交差点におきましては、右折レーンを設置するため、今年度から町施工で道路を拡幅工事を進めながら国道への接続工事を進めているという状況でございます。また、役場前交差点以南区間の中央交差点、ニプロ前におきましては、今年度、町施工で西側町道の拡幅工事にて国道への接続し、東側町道においては、国施工により町道内ですり付けし国道と接続いたしました。

その他についてでございますが、国道との交差点に接続する町道及び県道につきましては、現段階において拡幅工事の施工時期等について決まっているものはございませんが、接続工事の際には、道路管理者間、国、県、町になりますが、管理者間で協議しながらこの接続について検討を進めているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま現段階の見える体制の中で感じる場所がありますが、その中でちょっと心配しておりますのが取りつけ関係になりますが、先ほどもちょっと触れましたが、私の家の前から深内までの道路、これはちょうど89号線でしたか、それから鏡沼・深内線、ここの交差点の改良、西側は完成しておりました。東側は確かに、今、課長答弁のように、ただいま半分ほどが工事というんですか、着手しております。これができれば拡幅になって、ある意味では子供たちの通学の安全性は、一部は確保されるのかなというふうに思いますが、しかし、その先東側に行きますと、旧国道までの部分ではまだまだ細くて小学校の子供たち、あるいは中学生たちが車を避けながら歩いて、危険な環境の中で歩いております。これは私、目の前にしてございまして、蒲之沢のほうの信号が、流れがよければ曲がる車も少ないでしょうけれども、この深内のほうに曲がる車が非常に私のところから多くて、

朝夕の時間帯は心配している現実でございます。ですから、これらにつきましても、今工事をやっている部分で歩道の設置は確実なのか、あるいはそれらの東側の延長部分のこの歩道の確保というのは、子供たちの通学、あるいは通勤の方々の安全のためにも大丈夫なのか、これを確認させていただきます。

それからもう一つは、大池団地、柳沼総務課長の自宅の東側になりますが、この交差点が大池のほうからは回転道路もあったりして動いてはあったんですが、ただ、これが高久田地区の旧国道との接続関係の道路が当初から計画されておると思うんです。これらがどんなふうになっているか、これができれば、この深内に入っていく道の通行量も大幅に緩和されるだろうというふうに思います。この取りつけ関係について、現状はどうなっているのか、これらについても伺います。

そして、あと現在、大池の今の交差点が、大池団地に行く交差点ですね、柳沼課長のところの交差点が信号ございません。それから五斗蒔地区、ボウリング場のこの交差点も信号がございません。この信号がない中で4車線化のまま交差するだけでは大変危険な環境になりますので、こういう附帯設備、これらについてはどんなふうになっているのか、あるいは考えておられるのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貴正信君） ご答弁申し上げます。

まず、第1点目の大池交差点に関連する部分でございます。この大池交差点の右折レーン化計画の事業の中では、昨年、国と協議をしながら進めてきておりますが、その中で地元説明会を開催しております。この交差点の構造等にも当初から大きな問題がありましたので、その点について地元の皆さん方の意見を聴取しながら、現在の計画に至っているということでございますが、その説明会の中で地元の皆さんからの要望が、今、今泉議員さんがおっしゃったように、国道から旧道へ抜ける子供たちの、歩行者の安全を確保することも、その交差点の延長として非常に重要だという意見を地元からいただいたところでございます。そんな中で、旧道までの路線を検討する中で、交差点の形状も一緒に検討しておりますので、交差点から東側、旧道に抜けるまでの想定される路線については、現在、一部段階で想定して考えているところでございます。今後、財政的な問題もありますので、予算と用地の問題を克服しながら、将来的には交通の安全確保を図る路線に仕上げていきたいというのが基本的な考えでございます。

続いて、2つ目の大池団地の交差点のところでございますが、これにつきましては、町の都市計画の中で、大池団地から国道の交差点を抜けて、旧道へ抜ける道路の計画が都市計画の中でありまして。そのようなことを国に当初からお伝えをしておりますので、国のほうでも町

のほうの道路ができれば、そこが交差点としてできるというようなことで、国もその交差点化ができるということで、そこは進んでおりますので、町のほうの道路計画が将来的に進めば、国道のほうの改良は可能であるという状況でございますが、何分にも町のほうの道路整備の順番の中で、その道路整備がどの時期になるかは、今後十分に検討しながら、どの時期にできるかということを検討してまいりたいということでございます。

なお、その場所の信号化につきましても、信号機はつけられるという前提で、この交差点のところは検討されておりますが、交差点に丁字路じゃなくて十字路の交差点になった段階で、それがなるかどうかということの検討がされるということではありますが、現段階では、そういった目標を持って設計されているということでございます。

続いて、3点目の五斗蒔の交差点でございます。こちらは交差点になるということで信号の予定もあるということでございますが、最終的には公安当局、警察、県の公安委員会との協議の中で、最終的にこの信号設置が決定されるということになりますので、国道のほうでは信号設置は可能であるという回答であります。最終的には福島県の公安委員会との調整協議の結果、そういった設置が可能になってくると、こういうことでございますので報告させていただきます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 取りつけ関係については、この利便性もさることながら交通安全、これが一番だと思います。特に関連するのは、町道のほうにその危険性が及んでおりますので、十分な対応策がされるように心配しているところでございます。

それでは、2番目の4号線の4車線化に伴うところの、現在の町の住宅が建っている生活圏から4号線への進入路の不便が生じる、これ不時沼交差点、ここの天栄街道の交差点の西側、北西部の岡ノ内地内、このエリアにたくさんの住宅がありますが、ここ。それから、笠石の西側、イオンの手前になりますが、ハートタウン境団地地内、この2カ所にはかなりの住宅が生活されている方がおられます。しかし、この方々が白河方面に現段階は4号線横に行っていますが、今度新たに中央分離帯ができたり、4車線化になりますと、それができなくなります。それで、矢吹・白河方面に南進する方々の道路の計画、これは確立されているのか。また、この関係者の方々に十分、こんなふうな形でやりたいと思いますというふうな説明と、あるいは住民は理解されているのか、その辺をお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国道4号拡幅工事によりまして、主要交差点以外につきましては、安全確保のため中央分離帯が設置され、今まで自由に往来できた場所から4号への乗り入れは制限されるということになります。

その対策といたしまして、4カ所の交差点、高久田、大池、五斗蒔、笠石、この4カ所に回転路を整備し、市街地には副道を整備して交通の確保を図るということに国道のほうでは計画をしております。

その他、地元からの要望によりまして、不便が生じるであろう岡ノ内地区につきましては、一部の地域において住民説明会を開催し、今年度より、その迂回路の整備に着手したところでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 地域住民にとりましては大変不便が生じますので、やっぱりいち早く開通する前に、こういうアクセス道路というのはしっかりと町道であれば町が責任を持って対応しなくちゃならないと思いますので、よく担当課としては、これらについては内容を把握していくことを強く感じるところであります。

それでは、3番目の、蒲之沢交差点から須賀川自動車教習所の脇を西に進んで、影山さん宅の後ろを右折する、そして国道118号線空港のアクセス道路、それから須賀川インターチェンジまで通じる道路になりますが、この交差点までの拡幅、これらについては地域住民、あるいは鏡田区、それからほかの議員からも再三にわたり早急な拡幅、あるいは安全性の点からも、ここは本道は狭隘でカーブもご存じのように多く、側溝もふたのないところがあったりして、そして、なおかつ車両の通行が多いところでございます。交通安全上に非常に問題があります。事故が起きてから初めてやるというふうな体質であったんでは、今日までも何件かの事故やら、あるいはそういう脱輪やら、そういうことも起きております。事が起きてからやるんでは大変なことになりますから、この道路の改良計画はどんなふうに町としては考えておられるのか、いつごろやるような予定でおられるのか、あるいは全然やる気はないのか、その辺を確認させていただきます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道につきましては、国道118号線、須賀川インターチェンジや長沼方面へ抜ける近道として利用されている状況があるというふうに認識をしております。

そんな関係から、交通量も非常に多くなってきているということは、議員さんのおっしゃ

るとおり、何度も一般質問にも承っておりますので、十分意識しているところでございます。この町道はもともと、主に営農利用の道路でございましたが、周辺の道路整備に伴いまして、道路の利用形態も変化してきているというところでございます。このような状況に合わせながら、待避所や道路狭隘部に側溝ふたを設置し、交互通行を容易にするための措置をとって来たところでございます。

本路線の拡幅計画ということでございますが、現時点では、町のマスタープランとの大枠の計画の中で検討をしていくということになると思っておりますが、現時点では、そのような幹線道路の位置づけはございません。今後、車の利用状況等を勘案しながら、さらに調査を進めてまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 拡幅計画はないということですから、地元に戻って、全然変わらないんだというふうなことをきちんと皆さんにお伝えするしかないかと、今、思っております。ここにおられる方々は、あそこを通る方はほとんどいないからわからないんでしょうけれども、地域住民にとりましては非常に強い要望のあるところでございます。道路網の整備につきましては、3点ほど、このようにお伺いしたところでございます。

鏡石町の道づくり、これを見てもみますと、私の思いはドイツのローテンブルグからフュッセンまでのロマンチック街道というのがありまして、昔の歴史が色濃く残った自然をそのまま残した道路づくりがあります。やっぱり、人と車が通過するための道と、それから後世に残す鏡石の歴史の道と、こういうふうな考え方もある計画性があってもよいのではないかと、いうふうに町のほうに提案をして、道路整備質問を終わらせていただきます。

質問の大項目2つ目は、町内の空き家対策について、現在、全国的な問題化しておりますので、これについてお尋ねいたします。

数年前に、行政区にも町のほうから依頼して、この実態調査をやったというふうに伺ってもいたような気がするんですが、町内に多くの空き家が現実見られます。私も毎年のことながら、カレンダーを配ったり、あるいは町政報告を配ったりしながら町内を、全域を歩いております。いろいろなのが目につきます。そうすると、何かだんだんと空き地ができたり、あるいは人が住んでいないと思われるような、鍵の閉まったままの状態の、広告が挟まった状態の空き家が見られるのが心配しております。

町でも30年度、今年度は空き家対策調査として200万ほど予算を計上しておりました。それらの調査は大体出ているかというふうにも思いますが、これらについての町の把握、あるいは実態はどのようになっていたのか、これについてお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど議員さんからおっしゃられたように、平成30年度に空き家の調査の予算をとりまして、1月末に調査が終了したところであります。

その結果につきましては、町内の全建物のうち、今年度の家屋の課税台帳、さらには水道の閉栓情報、また地区からの情報をもとにしまして、空き家候補200棟が上げられておりましたが、これらの家屋につきまして現地調査をさせていただいたところであります。

その結果、89棟、全体で約2%が空き家と思われると判断されたところであります。その後、この委託調査の中にアンケート調査も含まれておりますので、その所有者の方々にアンケート調査を実施したところ、全体の65%の回答を得ました。地域別に見ますと、駅前地区、中央、不時沼、本町、岡ノ内が大体全体の41%、また駅から1キロ以内に60%の割合で空き家が存在するという結果になってございます。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 今年度において、この200万円の予算計上をして空き家対策の調査、今、完了したというふうになってはいますが、しかし、これは5年ほど前から町民の方から町に対しても何回も、大変こういうふうなことに対して防犯上とかいろいろあって心配して、町のほうにも要望があったところがございます。大変時間がかかっております。やはり、こういうものについては危険性もありますので、長年時間をかければかけるほど対応策が難しくなりますから、早くやっぱり対応できるように行政の歩み方を考えていかなくちやならないかなというふうにも思っております。

それらの、ただいまの89棟というふうな、非常に予想以上にやっぱり多くの心配がされます。しかし、これは減ることはなく、どんどん拡大するのではないかと、これは私は危惧するところがございます。

2番目の質問、（2）番に入りますが、現在、町は高齢化が23%を超えて、年々高くなっております。その中で、高齢化率の拡大や、あるいはひとり住まいの家庭が多くなって、今後ともこの空き家は増加することが予測され、火災、あるいは古くなった家屋の倒壊、それから夜間の管理など、これはそこに隣接する方々、あるいは地域の防犯上、火災等の防災上、安全な地域づくりなどの対応策が強く求められると思いますので、よって、このような空き家対策については拡大を防止するための方法、あるいは現在起きているものに対する対応はどんなふうに進めていくのか、それを改めてお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空き家と思われる建物の防犯上及び防災上の現状の対応につきましては、不適切な管理と思われる空き家の所有者の方に、法律によりまして建物の維持管理や敷地内の除草などをお願いする文書を今のところ郵送しているという状況であります。

平成31年度につきましては、本年度調査しました結果をもとに空き家対策計画を策定して具体的な対策を実施してまいりたいと考えております。

現在、検討している事業につきましては、空き家の有効活用を目的としました空き家バンク制度を導入し、空き家の情報をホームページ等で紹介しながら、空き家を売買物件や賃貸物件として広く情報提供をしてまいりたいと考えております。

さらに、空き家改修事業等の補助制度を取り入れながら、空き家の利活用を推進し、人口増加、移住・定住施策とあわせて実施する予定になっております。

また、アンケートの調査結果を見ますと、空き家となった理由の多くは、居住者が亡くなって相続したというようなものが3割を占めているということから、今後、高齢化が進み、やはりこのような空き家がふえてくると考えておりますので、空き家対策計画の中にも、そのような内容を今後検討する必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 我々、自分のところに住んでいて余り自分のうちしか見ていないと感じないんですが、しかし、場所によってはかなりの危険性をはらんだ空き家も見ることができます。このような対策計画が、今これからつくられるということでございますので、こういうふうなことをやっぱり早急に対応していかないと、だんだんと拡大してしまうんじゃないかというふうに思います。いち早い対応、今まで5年も6年もかかった分を、これから始まったらスピードが速かったわというふうに町民の方々、あるいはよそから参考にされるような鏡石町の空き家対策、こういうことを進めていってほしいなというふうに強く思うところでございます。

それでは、3番目の（3）に入りますが、昨年10月に、私ども議会会派の行政調査で北海道石狩市に、この空き家とかそういうふうな対策の状況を調査してきました。大変人口減少に伴い、村がほとんど住民がいなくなったり、あるいはよその人が入り込んでいたりとか、それから火災が発生したりとかというようなことを、非常に目の当たりにあの石狩では見してきました。こうなると、隣接する方々に大変なことになるなというふうに思いました。

あと、また県内も私、歩いてみましたところ、会津のほうの地域になりますが、県内にも

多くの限界集落という言葉が皆さんもご存じかと思うんですが、この限界集落、これが目につきます。しかし、私は行ったところの2カ所では限界じゃなくて消滅しておりました。消滅集落です。驚きましたね。私も30年ほど前そこに行ったときに、そこの方々とお話したことがあったものですから、昨年、懐かしくなって行って見ました。そうしましたら消滅している。ただ、村がきれいになくなっていくんじゃなくて、家屋は廃屋になり、あるいは朽ち果てて斜めにになって倒れそうになったり、すごい状態でありました。こういうふうに鏡石はならないと思うんですが、こういうふうな環境を見ると、非常にこの総合的な町づくりのためにも、これらに対する条例の制定、そういうものをやっぱりもうつくっているところもありますから、そういうふうな条例の制定をしていく必要性が私はあると思うんです。よその町村の条例の案などを参考にして、あるいは予算確保等も対策等も対応できるようにしていく必要があると思いますが、町は考えておられるのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

現在の空き家対策、空き家の環境整備は、1つには、いわゆる除草とかそういった部分については文書でお願いをしていると。また、新たに空き家バンク制度、そういったものを導入してホームページに掲載をすると。そして、新年度で、これから予算協議をするわけでありまして、いわゆる空き家の改修事業、こういったもの取り入れるということでありまして。先ほど、課長のほうから初めにちょっといろいろ空き家ということで報告があったわけでありまして、パーセントにすると町においては2%、全国におきましては5.3%、さらに県内では6%。議員さんからも先ほど会津のという言葉あったんですが、この空き家対策の条例制定につきましては、30年9月現在の県内の状況、これは会津地方の町村を中心にこの条例がされているということで、現在、9町村が制定をしているということです。いずれ、我が町も、当然こういうことが必要になるかというふうには思っておりますけれども、現時点でのいわゆる空き家の状況の中では、現在のところは考えておりませんが、いずれ内容によっては考える必要があるのかなというふうに思っております。その前に、先ほど言った現時点でやれるものをしっかりとやっていくと、そういうことが大事なのかなというふうに思っているところです。

以上であります。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 確かに、今、町長答弁されたように、会津地区は悲惨な環境の中にあります。県の町村会長をやっている遠藤町長ですから、他町村の町村長さんのお話も聞いて

ているから、私以上にあの方々の苦慮している点はわかっていることというふうにも思います。やはりこのような苦慮を他山の石として、我が町は早く対応する必要性があるなど。私なりにも思っていた点を幾つか申し上げてみたいと思います。

まず、この家屋関係の所有者の把握、これは当然されていると思いますが、それから、そういう空き家の管理意思の確認なんかももっとしっかりとして、それから2つ目は、地域内の安全性と周辺影響の、これが危険性とかそういうふうな防犯上どうなのかというふうな、やっぱり点数でなくとも確認はしておく必要性があると思います。

また、3つ目は、この解体とかそれものもすれば終わりになるんですが、しかし、解体後の跡地の利用、これは実は、私のすぐ後ろの清鏡酒屋さん、これが大面積解体しました。しかし、これは何回も申し上げておりますとおり、市街化調整区域のためにあそこは全くの空き地になっておりまして、空き地ならいいんですが、もう竹が生えたり草が生えたり、大変な荒地になりました。しかし、近隣の方が、まあ毎年よく何回も草刈り、ボランティアでやってくれています。そういう方々がいて初めてその地域の安全性は守られると思いました。今回、また昨年秋には、私の後ろの床屋さんがあったんですが、これがやっぱり解体して空き地になりました。竹がどんどん今こちら住宅のそばまで伸びてきておりまして、うちも大変なことになるなというふうに今悩んでおります。ですから、この跡地の利用、こういう部分については、町の今言った市街化調整区域とかいろんな白地とかのこういう問題があると思うんですが、こういう法的な解決をやっぱり町として取り組んでいかないと、地域の方々に対する負担は、あるいは危険性は大変なものになっていきます。

それから、4つ目には、そういうふうなことを専従にやれるプロフェッショナルの専任職員と、嘱託でもいいんですが、そういう方を確保して相談したり、あるいはそういうふうな対応策についての進め方をやっていく必要性があるんじゃないかというふうに思いますが、そういうふうなことについては、町としてはいかがなものでしょうか。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁を申し上げます。

今、議員さんからいろいろ提案がございました。まさに私もそのように思っているところでもありますので、いずれにしても今回調査もしてまいりました。先ほど課長のほうからも、その89棟があったということがございましたが、その中でも回答の中では、89棟の中で本当の空き家については、59の回答でありましたけれども、あとは物置に実際使ったり、いろいろしているというのも実態だというふうに聞いております。

そんな中で、今、議員さんが言われたような建物を壊した後の空き地の状況、それは法的な部分もございますし、市街化調整区域のやはり再度建てるということがなかなかできない

部分もあつたりということでもありますので、それについては、法的な部分については、これは町独自ではできませんけれども、そういったものを国に訴えるということも大事でありますし、さらには、今回調査した中では町の職員もそういった部署をですね、今回は設けた中で、部署というんですか、その担当をしっかりと設けた中で対応してまいりたいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 質問の大きい3番目に入ります。

実は、12月議会の中で、国の新たな行政方向が示されている、町の取り組み方が出るところでございますが、連携のこの中央都市圏ですね、これについてお尋ねしたいと思うんですが、町の取り組み方というのは、今後、どのようにしていくのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

昨年12月、連携中枢都市圏の議決をいただきました。これまで市町村におきましては、明治22年以降、合併や広域連携の施策を繰り返しながら人口増加や経済成長、地方分権に対応できる地方行政体制の整備を進めてきたところでもあります。

具体的には昭和44年の広域市町村圏構想、さらに平成21年には定住自立圏構想、そして平成26年には地方地自法の改正があり、地方公共団体の柔軟な連携を可能とする連携協約の制度の導入されました、連携中枢都市圏の形成が推進されているところでもあります。

連携中枢都市圏につきましては、地方の指定都市、中核市が中心となりまして、社会的・経済的に一体性を有する近隣市町村で形成されまして、全国で28の圏域で取り組まれているところでもあります。

郡山地域におきまして、平成27年度から協議を進めておりまして、昨年9月には郡山市が連携中枢都市宣言をし、12月の議会におきまして議決をいただき、本年の1月23日には連携協約の締結式を行ったところでもあります。現在、連携中枢都市圏ビジョンの策定を進めておりまして、このビジョンを国に提出した段階で連携中枢都市圏が完成するというところでもあります。

町といたしましては、この連携中枢都市圏に参加することで、これまで単独で全ての行政サービスを提供するフルセットの行政から脱却し、連携する自治体の独自性を担保しながら、住民全体のサービスの向上・福祉の増進につながるよう、地域創生とともに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 全く私どもでは、詳細についてはまだまだ十分理解もしていなかったところです。

しかし、この2番のところに入りますが、12月議会で全協でも細かい資料を渡され、あるいは議会の中においても議案第233号、これらは町からはよいことだから鏡石町も参加するというふうな説明があり、私ども議員もよいことならば満場一致で賛成をして議決し、鏡石町の町づくりを期待するところであります。

そんな中、町長としては、かじ取りはどのようにするのかお尋ねいたします。

○副議長（小林政次君） ここで議事の運営上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、ご答弁申し上げます。

連携中枢都市圏についての町長のかじ取りはどのようにするのかということのご答弁であります。

そういう中で、総務省のホームページの中で、連携中枢都市圏構想という言葉があったので、申し上げますと、連携中枢都市圏構想とは、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を維持可能なものとして、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化によりまして、1つには、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目には、高次の都市機能の集積・強化、そして3つ目には、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を行うことによって、人口減少、そして少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有し、活力のある社会経済を推進するための拠点を形成する政策ですという中身であります。そういう中で、一つには、日本における市町村の広域連携、そういうことになるということでもあります。

そういう中で、郡山市中枢都市圏は、通称こおりやま広域圏というのが郡山市を中心に、4市7町4村の15の市町村で構成されまして、人口も59万の規模と。この連携中枢都市圏を推進するために、市町村長の会議を兼ねる連携推進協議会、あるいは企画担当課長から成

る幹事会、そして連携事業の調査検討を行う専門部会が組織されております。

市町村長会議である連携推進協議会は、中心市の郡山市長を会長として組織され、この協議会の中で、今後、具体的な連携事業を協議することとなりますので、我が町は、中心地の郡山市と他の連携市町村と協力し、お互いの強みを生かし、そして弱みを補いながら取り組む事業を柔軟に取り決め、連携してまいりたいというふうに思っております。

そういう中で、先ほど3つほど申し上げた経済成長の牽引、圏域全体、そして2つ目の、高次都市機能の集積・強化、これは主に郡山中心になって行う、そして3つ目の圏域全体の生活関連サービスの向上、こういったものについては他の市町村、そういったもので中心になっているような意味で連携をしながらやっていくという、これから具体的にどれをやるのかということでやっています。今までこういったものは、連携というものはなかなか取り入れなかったと、そういう中で、今後、この圏域の中でこういったものを連携に生かすということをしつかりと協議をした中でやっていくということでもありますので、そういうことでもありますので、ほかの関係市町村と協議をして連携していきたいということでもあります。

以上です。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 改めてお尋ねいたします。

今、12月議会の会議録の中では詳細は出ませんでしたでしたが、その前に資料が配付されておりました。それらも十分拝見しますと、まだ抽象的な部分が多くて具体的には何をやるんだかわからないというふうな部分です。しかし、我々、12月議会では、これからの町づくり、これやらなくちゃならないんだというふうなことで話があり、また3番議員の質問にも、それらを進めていくんだというふうな答弁されておりました。だから、これは郡山を中心とした地域づくり必要であろうというふうに先ほども申し上げましたが、満場一致で賛成して進んだところでございます。

しかし、全国の自治体を見ても、1,788の市町村がある中で34%が、賛否が判断できないというふうな発言をされております。そうしますと、私も、この2月24日の新聞で遠藤町長はどっちかといえば反対だと、ちょっとわからなくなってきちゃったんですが、それについてお伺いします。

2月24日の共同通信調査の新聞、これ見ていたかと思うんですが、新たな圏域の各市町村の賛否ということで全国の市町村が答弁されておりました。それを見て、私、新聞の1面を見たら、あれっというふうに思ってしまいましたよ。これからの町づくりにおいて、この構想は、町は進めなくちゃならないんだというふうなことで我々に説明がありました。しかし、ここの中で我が鏡石町は、新たな圏域への各市町村の賛否ということで記載されてい

るのでいえば、賛成でもない、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対という県内の28市町村のところに鏡石町が入っているんですね。だから、ここで当然私は、あれ、町長はこれからこういうふうな形で進めると言ったのに、この新聞ではどちらかといえば反対だというふうなことで記載されておられますと、提案した中身と、この公に発表している姿は、相反することになってくる。そうすると、トップがそのようにはっきりしないのであれば、我々議会としてはどっちを信じていいのか。こおりやま連携中枢都市圏の推進をすべきなのか、それとも町長としてはどちらかといえば反対だというふうなことになる、議員としての判断のところに悩むところでございます。それはどちらなのかです。難しくないから、賛成だとか反対だとかと言ってもらえばいいだけの話だから。ただ、どちらか一方にやっぱり絞って進んでいかないと、我々はもちろん、町民はなおのことわけわからなくなりますから、しっかりとこうかじ取りをしてほしいんですが、どのようにするのか、改めてお伺いたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2月24日の新聞記事でございますが、これは私もちょっとこれをとらせていただきました。この中に載っている圏域構想と申しますのは、事実あります定住自立圏構想と、今うちのほうで実施しております連携中枢都市圏構想、この次の段階の圏域という連携でございます、複数の市町村による圏域を今後つくって、そこにお金と権限を与えるというような内容でありまして、連携中枢都市圏の先の圏域の話でありましたので、それについては、町としては、当然今、連携中枢都市圏進めておりますので、新たな圏域の行政の取り組みについては反対と、どちらかといえば反対というような回答をさせていただいたところであります。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 総務課長の答弁で、何かわかったようなわからないような、抽象的な感じしか私は理解できなかったんですが、そんなふうなトップなのかななんて勝手に判断するしかありませんが、しかし、こういうふうに議会に提案している大事な議案でしたから、しっかりとその方向づけ、急ぐことないから、決まってからでいいですから、やっぱり議会には提案すべきであろうと。そしてなおかつ、そういう細かいことについては、また、メリットとデメリットは明確に、我々に伝えて、デメリットもあるけれども、メリットのほうが鏡石町にはいいんだというふうな確固たる自信と、それと政策と、そういうものを持って議会に臨んでほしい。あるいは臨むべきだろうというふうなことを申し上げまして、この3番

目の連携中枢都市圏の件については進めていただくように考えながら、質問を終わらせていただきまして、平成最後の一般質問、私はこれで閉めて終わりといいたします。

○副議長（小林政次君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

◇ 大河原 正 雄 君

○副議長（小林政次君） 次に、9番、大河原正雄君の一般質問の発言を許します。

9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 9番、大河原正雄であります。

ここ数年来、高温な気候が続き異常気象となっておりますが、ことしの冬場は暖冬で、雨も雪も少なく、本来であれば羽鳥湖の上流で根雪になるほどの雪が積もっているところがありますが、今年も水不足が心配されます。また、6月末より約2カ月間は暑い日が続き、雨も降らず、また震災で羽鳥ダムの堰堤の崩壊のおそれがあり、100%貯水できない要因もあると思われませんが、いずれも用水不足で収穫量は減少するのではないかと心配しているところでもあります。現在の貯水量40%弱となっているとのことですが、今年エルニーニョの現象で気温も低くなる予報であり、雨も多くなることを期待するところでもあります。

また、国の象徴であります天皇陛下が在位30年になり、記念すべき年であります。また、高齢になり負担が大きくなり退位することが決まり、元号が変わる。どんな元号になるか、4月1日に発表になるようであります。国民が大きな期待を持っているところでもあります。長い間、国事行事に専念してきた天皇陛下に心よりお疲れさまと声をかけたいと思います。

次に、質問に入らせていただきます。

まず、1番の駅東側宅地造成についてであります。

(1) 第3工区内に仮称健康福祉センターが計画されているが、その中で子育て支援対策の充実、子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくり、子供から高齢者までの健康分野と社会福祉の分野を一元的に担う新施設と整備される各機能で目標はあるのか。

例えば、子供を産み育てる環境を充実される機能なら、出生率の上昇や保護者の満足度の向上、さらに高齢者なら生きがい、満足度や、介護に頼らない、介護予防度を高めようとする目標など、充実できる具体的な目標が必要であり、そうした目指す目標を数値化することで、より一層住民から信託される施設にすることができるし、数値が低かった場合、これらを超えようとする指標になると思います。こうした考え方を町民に示しながら、町民が望む施設にするための意見を聞くことを検討することも重要と考え、こうした意見聴取を踏まえた上で、設計費、整備費についても広く町民に知らせることも大切と考えるが、想定する数値についてお伺いいたします。

まず、1つ目が考え方、2つ目に内容、3つ目に規模、そして4つ目に整備費についてであります。お尋ねをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

仮称健康福祉センターについては、駅東側の総合的な施設を整備するために、分散化や老朽化した町の公共施設の機能更新、住民サービスの利用向上、保健・福祉機能の集約化を図るための施設整備を検討している状況でございます。

その機能につきましては、子育て支援、障害者支援、高齢者支援と保健機能、保健センターを備えた総合的な保健・福祉施設、または分散化している行政等の機能、社会福祉協議会ほか、地域包括支援センター、ボランティアセンターなど、また防災機能としましては福祉避難所や備蓄機能が想定されています。新年度には、当該施設の基本計画策定事業を予定しております。その策定の額で、施設の規模、費用を検討していく予定でありますので、ご理解をお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、福祉こども課長から答弁いただきましたけれども、やはり同じつくるのであれば、町民が、さすが町はいい施設をつくってくれたと、そういうふうな思いを持っていただくためにも、中身をよく精査しながらつくっていただきたいと思います。

（2）番に入らせていただきます。

第3工区完成後、次の工区への造成計画はあるのかでありますけれども、開発予定地に宅地並みの課税がされており、地域地権者に大きな負担となっております。主たる開発者として、こうした負担に手を差し伸べる考えは。さらなる造成計画を有する場合、開発の予定地の地権者に大きな負担とならないように、行政として配慮、対応するような考えはあるのかをお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

3工区の完成後、次の工区への造成計画があるのかということでのご質問にご答弁申し上げます。

第1工区の整備事業におきまして、多くの住宅建築が進みまして、本年1月末時点におきまして、計画を含めまして68棟の建築行為、そして67世帯、180人の住民登録がなされてい

るということであります。町発展に大きな効果があらわれているということでございます。

そして、その第3工区につきましては、本事業の目的の一つでもあります公共公益施設の整備が位置づけられた工区である、スルードック型、仮称福祉健康センター、こういった整備が位置づけられた工区であることから、新年度の造成工事着手に向けまして事業推進をしているというところです。

残る工区につきましては、県道成田・鏡田線の南側に位置する住居系の第2工区、さらには準工業系の第4、第5工区となっております。この保健施設は、仮称ですね、先ほど言いました健康福祉センター建設による波及効果、さらには民間投資の動向を踏まえまして、土地区画の整理審議会、さらには地権者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、この3工区の進捗に合わせまして、次に整備する工区を決定してまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、宅地の何の課税等については担当課から説明します。

○副議長（小林政次君） 税務町民課長。

○税務町民課長（橋本喜宏君） 9番議員の後段のほうのご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業の区域は、平成10年度に市街化区域に編入されました。当該地区の大部分を占めます市街化区域内の農地は、宅地介在農地として、本来であれば宅地にすぐに転用できる農地として評価することになります。

しかしながら、着工していない工区や着手していない部分、その部分につきましては、現況として耕作している農地が多く、すぐに建物を建設できる状態になっていないことや、制約の多い区画整理事業の施行地内ということから、宅地と同程度の固定資産評価はしておりません。この考え方は今後も同様でございます。

ただ、市街化区域内ではない農地と比べますと、若干高い評価になっているのも事実でございます。したがって、課税評価額ではなく、直接的な税金の基礎となります課税標準額について調整しており、急激な税金の上昇とならないように負担の軽減を努めております。

このように、当該区域につきましては、事業推進に向けた適切な評価により固定資産税を賦課しておりますので、今後も関係法令等を遵守しながら、現況に合わせた適正な課税をしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、橋本課長のほうから、税金のほうで答弁いただきましたけれども、私は、この町が計画している宅地造成、全区画があと何年かかるのかと。5年、10年で全てが完了するならば、それはそれとして許される範囲なのかなと、そういうふうな考えを

持っておりますが、いつまでにと町のほうもそれは答弁しにくいと思いますけれども、私はそういう長く期間かかるのであれば、今の地権者の生存している間に、そこまでかかるのか、それとももっと長い期間が要するのか、そういうのを考えると心配になるところであります。

また、今の地権者が高齢化に伴いながら死亡した場合、相続税の算定に駅東の土地も入るわけでありまして、そこへ大きな税金の負担になるわけでありまして。私はそういうところも心配しております。

では、次の2番に入らせていただきます。

各集会所のトイレについてであります。

(1) 我々、日常生活を送る上でトイレはやはり生活に密着した大事な場所であり、現在きれいなトイレが多くなっております。その中で、笠石区内の杉林集会所のトイレは、においもひどく、昔の様式なので、地区の人が集会所に集まっても、利用しても、集会所のトイレを使う人がいなく、隣の家トイレを借りている状態であり、この際、杉林集会所のトイレを改築し、洋式化にできないかをお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

杉林集会所のトイレにつきましては、昭和54年に建築されまして、約40年が経過している状況であります。特にトイレにつきましては、和式でくみ取り式となっております、1カ所のトイレを男女が兼用で使用していただいているところであります。なお、町の集会所におきまして、30年を経過しているのが6棟、さらに40年を経過しているのが3棟となっております、その中で、杉林団地も含まれているということでもあります。

現在、集会所のトイレ改修につきましては、ほかにも和式等の集会所トイレがございます。町のほうとしましては、財政状況を勘案しながら、優先的に避難所、投票所、サロンを開設している場所を、これまで優先的に改修を進めているところであります。

杉林団地集会所のように、くみ取り式のトイレにつきましては、子供たちも使用することも考えますと、衛生面や安全面も考慮しながら、浄化槽を設置するなどして水洗トイレへの改修を早期に検討してまいりたいと思いますので、以上をご答弁とさせていただきます。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 今、総務課長のほうから、築40年が過ぎたということで、そしてくみ取り式、今どきそんなトイレは全然ないわけでありまして。そういう中で、古い順から、町の予算を考えながら取り組んでいくということでもありますので、よろしく願いをいたします。

(2)に移らせていただきます。

町の集会所の多くのトイレは水洗で和式であります。男女共用になっており、今どき男女共用のトイレ等はほとんどないように感じられます。また、観光地、商業施設、公共施設に行っても、みんな洋式で男女別々になっている。この洋式化をし、男女別々にすることはできないかをお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在、類似施設も含めまして、町の地区集会所28カ所のうち、和式トイレのみしかない場所が9カ所、トイレを男女共用1カ所のみで使用している場所が11カ所あるところであります。30年以上、40年前の設計ですと、使用形態、利用状況等を見て、1カ所でいいのかなというようなことで作られたのではないかと考えているところであります。

ただ、共有のトイレを男女別にする場合には、現在あるトイレの部屋内で改修するか、さらには建物の増築、集会所の全面改修が必要になってくるところであります。

町といたしましては、集会所トイレ等の改修につきましては、優先順位を設けて現在改修を進めているところであります。男女共有1カ所のみトイレを使用いただいている11集会所につきましては、今後どのように改修すべきか検討課題とさせていただきたいと。

なお、町のほうで作り直した公共施設等の管理計画に基づきましては、基本的には30年以上の集会所については、維持管理に努めてまいりたいと。さらには、将来の人口動向や利用状況を踏まえながら、施設の複合、集約、統廃合についても、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 個々の改築、男女共用をなくして別々にすると、かなり大きな費用が見込まれますが、一遍にはできないわけでありますから、結局、先ほども総務課長が言ったように、男女共用となっているやつを、そこは狭くは多分なると思いますが、それを区切って別々にするというなるべく経費をかけないように、できれば新しくみんな集会所を新築して、その際、すばらしいトイレをつくっていただきたいと思うところではありますけれども、それは財政的にも一つ無理があるのかなと、そういうふうに思いますが。

こういう問題を常に執行部のほうで頭に入れていただきながら、よりよい集会所であれば、それで、みんなから喜ばれるような施設にさせていただきたいと思っております。

3番に入らせていただきます。

起債について。

(1) 起債が大きい要因でありますけれども、起債するということは、何らかの取り組みを進めるためにするものであり、そのいずれも重要不可欠であること、さらに遠藤町長が必要不可欠な事業を選択し、起債額を極力減らすよう取り組まれている姿勢と努力に敬意を表しながら、数点についてお聞きいたします。

現在、抱える起債の要因と、過去10年及び5年の推移、公債費の今後の見通しをお伺いをいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

起債につきましては、地方債と申しまして、町が公共の交通、水道、あとは起債の借りかえ、災害、これらの建設事業のために借金をして事業を進めるというところであります。

平成29年度決算、こちらの財政公表を、こちらの決算におきます一般会計と特別3会計合計の町債残高につきましては、町債残高のピーク時が平成13年と、こちらのときには114億ございました。現在は90億5,000万ということで、当時から23億7,000万と減少しているというところであります。

この90億のうち、26億8,000万については臨時財政対策債の残高となっているところであります。この臨時財政対策債につきましては、平成13年度に時限措置で国の地方交付税の原資となる収入不足対策として創設されたものでありますけれども、本来であれば地方交付税として交付されるべきものと解釈されているところであります。

よって、実質的な町債残高については63億6,900万円と、ピーク時から50億5,300万円減少しているというところであります。先ほど申し上げましたように、起債の利用には当然制限がありますので、公共の建設工事のための起債でありますので、それ以外については起債もできないというところであります。

これらにつきましては、20年から30年、あるいはそれ以上の長期間にわたって利用する施設等の整備に使われるものでありまして、資金調達の手段の一つでもありますし、減価償却と同期間を起債償還期間設定することで、世代間の負担を平準化する側面もあることをご理解いただきたいと思います。

今後の公共施設等整備におきましても、有利な起債を利用することになりますけれども、将来世代に負担とならないように事業の必要性について、さまざまな視点からの検討を重ねて対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

[9 番 大河原正雄君 登壇]

○9番(大河原正雄君) 今、総務課長から答弁をいただきましたけれども、なかなかやはり相対的にも、家庭の中での話になりますけれども、何をすることも建設することも、満額お金がたまってからというのは絶対できないわけでありまして、やはりそれは起債、借入金、これはやむを得ないのかなと思います。

それでは、(2)番に入らせていただきます。

起債する際、有利な起債かどうかを判断しながら、考慮、判断されていると思いますが、借り入れに当たっての基準は何か。また、町の収入面と今後の展望から推測する起債総額の上限を想定しているかをお尋ねをします。

また、国が肩代わりしてくれる金額はどのぐらいあるのかを町民に知らせるべきと思いますが、をお伺いいたします。

○副議長(小林政次君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

起債につきましては、少ない財源でありますし、国におきましても地方交付税を臨時財政対策債にかえるというように、中央の財政問題も厳しくなっているところであります。ただ、当然ながら、人口減少も進みますし、福祉にかかる金もどんどん増えているということでもありますので、起債については極力制限をして、将来負担を残さないように検討してまいりたいと、こう思っております。

また、起債の肩がわりですけれども、町債の償還に対します国からの支援につきましては、主に国で定めました基準で算定された基準財政需要額、こちらは必要経費となるんですけれども、必要経費から収入を差し引いたものが地方交付税という算定の際に使われるところでありまして、具体的には、臨時財政対策債など一部の限定されました町債の元利償還金、もともとの元金でございますけれども、こちらが基準財政需要額に算入されるということで、必要経費として認められるというところございまして、臨時財政対策債は100%、さらには緊急防災、こちらは防災関係であれば70%というように割合が決められて算定しているところであります。

ただ、単純にそういうわけでもありませんで、地方交付税については、これ以外にもさまざまな要素で算定されて交付されておまして、一概に町の借金に対してどのくらいが肩がわりされているかについては、なかなかはっきりしたことは言えないんですけれども、ちなみに30年度の公債費におけます交付税措置については、54億6,000万円に対しまして、国で見ている措置としましては2億6,800万円だというように、国の決められた計算の中でそのような基準財政需要額に措置されているという内容でありまして、今後、臨時財政対策債の

発行枠につきましては、当初申し上げましたように、各自治体の財政状況を勘案して決定されておりまして、現実的な財政支援額を把握することは非常に難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君。

〔9番 大河原正雄君 登壇〕

○9番（大河原正雄君） 確かに、国が肩がわりしてくれる部分、私も前回、財政課のほうからちょっとそういう話を聞いたんですが、これを数字にあらわすのはなかなか難しいという話をいただいたことがあります。そういう中で、実際に私も何年か前に、全部、町の借金じゃなくて、その中の何割かぐらいは国が肩がわりして、その時期が来たらば、国が肩がわりして支払ってくれる、そういうのを聞いたことがありまして、だからお聞きしたところであります。

何せ、少ない財政の中で、町民が望むことを全てやるわけにはいきませんが、やはり多くの町民が望むものであれば、起債をふやしてでも、やっぱりこれは可能な限り町民の意向に沿っていくのも大事なのかな、そういうふうに思っております。

以上で終わらせていただきます。

○副議長（小林政次君） 9番、大河原正雄君の一般質問はこれまでとします。

◇ 木 原 秀 男 君

○副議長（小林政次君） 次に、11番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 11番、木原でございます。

大変お疲れのところご苦労さまです。

今、一番疲れるピーク時期じゃないかと思うんですけども、4番手ということで、一般質問させていただくんですけども、4番となれば、やはりかなりダブる部分が出てきますよね。だから、よく説明を受けていると、再度質問する必要もない箇所も出てくるんじゃないかなというふうな気がするんですけども、とりあえず時間の許す限り、大変申しわけございませんが、ダブった部分もあると思うんですけども、一般質問させていただきます。

天皇陛下の皇位継承の件でございますけれども、これもまた、前の議員さん方々が述べておられましたとおり、2019年、弥生3月ではございますが、日本民族としての最大の祭典の一つである象徴としての天皇の皇位継承は4月30日に退位、5月1日の新天皇の即位と、歴史的皇位継承へと進みますが、政府は、1カ月前の4月1日に元号をこういうふうにする

というふうなことでございますが、どういうふうな元号になるかは楽しみとしていて、ところでございます。

そもそも、日本の元号は西暦645年、飛鳥時代の大化に始まり、今回の新元号まで648年を数え、1,300年の歴史があるということでございます。いずれの元号になるにしても、天皇がかわることにより人心一新や時代の繁栄の願いが込められているため、どうしても代々の漢字は似たような文字になるのではないかと思います。一世一代の元号は、天皇一代に限り一つの元号と定められており、明治時代から採用されているそうでございます。

ちなみに、世界を見てみますと、世界初の元号は、紀元前2世紀の中国の前漢時代の武帝が定めた建元と言われており、皇帝の支配の象徴としての意味合いもあったようでございます。その後、漢字や儒教などの文化等とともに周辺の朝鮮半島やベトナムから日本へと広がったようでございます。しかし、元号の本家である中国では、1911年に2,000年以上続いた元号は宣統を最後に廃止され、朝鮮半島は、1945年、日本からの独立を機に廃止し、またベトナムも1945年、ホーチミンの革命によって同時に元号が廃止されております。

日本では、天皇の在位中に次の天皇の代に使う元号を定めた例はなく、皇太子様の即位に先立ち、4月1日の新元号を決めるには、異例中の異例と言えるそうでございます。

以上、枕言葉を述べましたが、いろんな面で楽しみの元号制定となっております。

質問に入りますが、(1)として、人口減少の中の連携中枢都市圏構想についてお尋ね申し上げます。

これも、今泉議員の質問の中にもございましたが、少々大変ではございますが、答弁願います。

人口減少や高齢化が深刻になる2040年ころの日本の自治行政のあり方をめぐり、現実を直視した実施体制等を含めた幅広い改革が必要であるとの政府の提言により、全市町村の半数近くが20年ごろ、労働力不足が出生率の低下により、日本の人口構造の変化により、現在の全国一律の自治制度では立ち行かなくなり、現状のままでは都市機能を保てなくなるということでございます。

合併ではなく連携を推進しており、圏域単位の行政を標準にしなければならないと明記されておりますが、今でも医療や福祉、教育などの各行政単位でもって連携しておるところもございまして、合併ではなく連携とは、どのような部分の連携を指すのか、具体的に答弁願いたいと思います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成の大合併につきましては、平成17年までの時限立法でありました。合併特例債も

2020年の3月で終了となるところでありまして、合併については一区切りだろうという部分もありまして、ただ、合併については国が強制したものではなくて、地域の住民が決めたという内容であります。ですから、国が思うとおりになったわけではないということもありまして、新たな構想として連携という、今回、町のほうでありました、こおりやま広域連携中枢都市圏という都市圏を、こういった仕組みを新たな広域行政としてつくったところであります。

今回の連携中枢都市圏については、今までのように、消防とか、ごみとか、一部事務組合などの別組織をつくるのではなくて、自治体それぞれの事業として独自性を担保している。ですから、鏡石は鏡石、須賀川は須賀川市としての自治を担保しながら、圏域の活性化と地域の実情に応じたサービスの維持・充実を図るために柔軟に事業ができる仕組みでありまして、主に連携事業につきましては、3つございまして、1つが圏域全体の経済成長の牽引、2つ目が高次の都市機能の集積・強化、そして3つ目としまして、圏域全体の生活関連機能サービスの向上が挙げられておりまして、主には、この3つについて連携市町村が連携をしながら、今後の人口減少社会にあっても活力ある地域経済を維持していくことを目的として今後は連携していくという内容でございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、3つの圏域を申されましたけれども、まず1つは、国が強制したのではないというふうなことを言っておりますけれども、どっちみち国が指導しないと、ある程度、補助金、交付金の関係もございまして、弱い者には微妙なところがあるんではないかなというふうに思います。

ただ、確かにこの合併、圏域行政関係で合併とか連携とかというふうな言葉を使いますが、やはりどうしても国においては小さな自治体より、自治体を集めた大きな経済圏にしたいというふうなことの構想があるようでございます。確かに、そのような連携という言葉を使ってまとめていくというふうな方法は、自主的な連携というふうな形になるんではないかなというふうなことで、その辺もやはり注意深く見守っていかねばならないと思っております。

それから、2番の離島や小山間地域などに位置している圏域から離れた小規模の市町村は、都道府県単位でもって支援をすと言明しておりますが、小規模自治体とは具体的にはどのような自治体をいうのかということでございます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

木原議員がおっしゃっている小規模な市町村については、具体的な定義はないと思われま
す。今、実施しております広域連携を推進する上での基準といたしましては、定住自立圏構
想、こちらは白河とか、喜多方、南相馬が実施している構想でありますけれども、こちらは
中心市が人口5万人程度、少なくとも4万人程度の白河市が中心市となって進めているもの
であります。さらに、現在ありますのは連携中枢都市圏構想、こちらは地方圏の指定都市や
中核市、人口20万人以上の市が中心市となって進めている構想でありまして、この構想に入
っていない、県内にも大分ありますけれども、これらの市町村が新聞では報道されている中
では、小規模な市町村になるのかなというような解釈でありますけれども、具体的には、国
のほうではそのような定義はないというように言われているところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 小規模市町村の定義はないという答弁ですけれども、そうしたら、
小規模市町村というふうな名目は使わないほうがいいのではないかなと思うんですが、白河
5万、これは例えば、天栄さんが6,000人だとすれば、言って悪いですが、小規模自
治体に天栄さんの場合は属するのではないかなというふうな気がするんですけれども、その
辺の言葉のニュアンスのあやふやなところがありますようです。小規模の市町村は、都道府
県が支援すると言明しておるといことなんですけれども、その辺の小規模の自治体という
定義はないとすれば、一律に例えば郡山を中心にした圏域を設けて連携するというふうな解
釈でよろしいのでしょうか。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国のほうで言っている小規模市町村という定義はないということなんですが、国が進めて
おりますこの都市圏構想、今言いました定住自立圏構想と連携中枢都市圏、さらには今現在、
議論しております圏域、こちらについても同じように複数の市町村が連携をした場合には、
事実上の合併みたいな形で、交付税を権限とお金を与えるという構想があります。この構想
から、入っていないよと、例えば、この定住自立圏、さらに都市圏構想に入っていない、例
えば会津地方、さらには相双、双葉、こちらはまだ入っていないんです、どこも。こちらの
ほうについては県が主体になって進めるとなっておりますから、新聞報道によりますと、入
っていない部分が小規模自治体に、今後、広域行政から、交付税の算定等につきまして格差
を与えるのかなというような感じがございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） そういうふうなあやふやなところは、中枢都市構想についてはあるということなんです。最終的には、小さな自治体の切り捨てにならないようにしなければならぬとは思っておりますけれども。

（3）の問いに移ります。

このような政府の方針でいけば、合併とは言ってはおりませんが、最終的には、昔、そういうふうな道州制というふうな導入を考えているという考えがございましたけれども、そのような方向に持っていくのではないかと私は思うんですよ。

3番議員からも前の質問、議会に関してありましたけれども、その辺のニュアンスは感じられないかどうかお尋ねします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道州制については、全国47都道府県を道と州に再編して、国の有しております権限と財源を移して、行政を効率化することなどを目的とした構想でございまして、現在、実施、取り組んでおります連携中枢都市圏の将来的な考えだとは思いませんけれども、若干似ている部分もあるのかなと思います。

連携中枢都市圏については、中心市を中心として、人口減少社会にあっても活力ある地域経済を維持していくことを目的としてございまして、道州制につきましては、第二次大戦前から、いろいろな議論が行われております。

平成の大合併のアンケートでも、どちらともいえないという答えが63%ありますので、果たしてこの道州制がいいものかについては、なかなか議論がまだ煮詰まっていない状況であるということでありまして、国といたしましては、連携中枢都市圏、さらにはこの先の圏域について、今後も進めていくのではないかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） いずれにいたしましても、小さい市町村にとっても住民の生活を守ることが何より大切と思われまます。新制度、連携中枢都市圏になってもこのような導入によりサービス低下はあってはならないと思われまます。

次に移ります。

新元年の5月の連休に伴う職員の役場体制についてお伺いいたします。

皇位継承に伴う4月27日から5月6日まで10連休のところもごございます。町民生活に支障が出ないようにするための町役場の対処、方針ということをお伺いいたします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律によりまして、ことし4月27日から5月6日までは10連休となるところであります。役場で10連休といいますと、年末年始でもなかなかないのかなというところでありまして、この連休中に、地震や大雨などの突発的な自然災害が発生、または予想される場合につきましては、職員の災害発生時の職員初動マニュアルに基づきまして行動することになってございます。

また、現在、この連休の対応につきまして、各課で課題を抽出して今後の連休の対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、災害以外の行方不明者の捜索とか、基幹システムの故障、緊急事態が発生した場合におきましては、日直職員や宿直から、各課の緊急連絡網に基づきまして担当課職員に連絡が行き対応することになっておりまして、十分な対応をもってこの10連休に当たってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 対応は考えているけれども、まだ具体的には準備していないというふうなことでございましょうが、この連休は、役場も今までなかった10連休というふうなことで十分に対応をしてもらいたいというふうなことですが、確かに突発的な自然災害や火事やいろいろ行方不明とか、今おっしゃいましたけれども、出てくると思います。その辺の対応はしっかりと対処してもらいたいと思っております。

それで、細かいことを聞くようですが、1つは、必ず連休明けになりますと、ごみの収集問題が出てくるわけです。ごみの収集問題に対しての事前の周知の徹底を図っていただきたいと思うんですが、どのように考えているかお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、各課のほうで課題を抽出してというふうなお話をしましたけれども、ごみについては、カレンダーどおり連休に関係なく実施するというところでありますので、その辺のどこ

ろ、区長会を通じて町民の皆様にお知らせなりを検討したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 結局、ごみの収集に関してお聞きしたんですけれども、カレンダー通りだと、これは当然だと思うんです、業者がいるから。そのとおりだと思うんです。しかし、その辺の管理ですよね。管理については、大体、連休明けには、大変ひどい区の方々が苦労しているというふうなことで、特に10連休もあるわけですから、スケジュールどおりやろうとしているというふうな答弁ですが、しかし、それがなかなかうまくいかないというふうなところでございます。それを、今、周知徹底というふうなことをお願いしたわけですが、そのような答弁でございましたので、よろしくお願ひします。

それから、大変申しわけございませんけれども、5月1日は、結婚記念日というブライダル記念というふうなことで、婚姻届がかなり予想されるという全国的な話でございまして、一応、これもこれからの今の話では、これからの準備というふうなことでございまして、心がけとしてどのようなものがあるかを聞いておきたいと思ひます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、5月1日は大安でございまして、新元号の初日ということで、いろいろと婚姻届等の届け出があると予想はしております。

過去におきまして、記念日、ブライダル、例えば21世紀が2001年1月3日に、それからいろいろとゾロ目の日とかそういうところをちょっと過去調べましたが、特段大きくいつもの3倍とか5倍とかということじゃなくて、1件や2件ぐらいの件数が発生しておりますので、基本的には同じような件数かなと想像しておりますが、一応、戸籍につきましては、24時間で受け付けるというのが前提でございまして、議員がおっしゃるようなことも想定されますので、担当者はちょっと自宅待機ぐらいのことを考えてはおきたいなと、今のところはそういうふう判断しております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） これもちょっとした本当に数しかないと思ひますけれども、とりあえずの準備としては、心がけとしては必要なのではないかなというふう思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番の問いに移ります。

新元号に対して町としての記念行事はないのかということですが、とりあえずお尋ねします。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

天皇陛下の退位に向けました特例法に基づき、天皇陛下が4月30日に退位し、皇太子様が5月1日に新天皇として即位することになっております。

また、平成から変わる新しい元号については、4月1日、ご承知のように、新天皇陛下ご即位1カ月前に公表が予定されているということで、なお、現在のところ、新天皇陛下ご即位に対する町の記念行事につきましては、実施の予定はありませんけれども、今後、国は5月2日について記念行事が新聞でも発表されておりますけれども、国、そして県及び周辺市町村の状況を見据えながらしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 町としての記念行事は、特には考えては今いないけれども、国・県、やるとすれば町も考えるというふうな答弁と思います。節目ですから、少々、いろんな面で考えられるものがあれば、記念の行事として考えていただければというふうに思います。

次に移ります。

3番の児童虐待としつけといじめについてですが、これも先ほどの議員からもありましたとおり、今非常に社会問題になっております。私は私なりの考えでちょっと質問させていただきたいと思います。

虐待とは、むごい取り扱いをすること。しつけとは、身につける礼儀作法のこと。主に家庭での教育のことを指すと思われまふ。いじめは、特に集団、学校等で、弱い立場の生徒を肉体的、精神的に痛めつけることを指すというふうにございます。人間は、便利な文明と引きかえに多くのさまざまな最も大切なものを失ってきております。そして、今もまた失い続けております。その中の一番大事な人間の尊厳である命をおろそかにするということは、大変非常に我々の文明では、我々の時代でも考えられないことをございました。もちろん、学校においては、効率性や成績、学業が優先され、また地域の集団生活においては人と人とのきずながおろそかにされた結果ではないかと思っております。

小学校や中学校においてのいじめの実態はどういうふうなものかお尋ね申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本年度、平成30年度の、本町の小中学校のいじめの認知件数でございますが、小中合わせて22件でございます。そのうち解決済みの件数が10件、経過観察中の件数が12件となっております。

いじめの内容といたしましては、悪口、冷やかし、無視などございますが、経過観察中の12件の案件につきましても、1回指導したことで終わりということではなく、継続的に被害を受けた子供がその痛みを感じなくなって仲よくできるかどうかということとをずっと継続的に見守っているということが、必要だという認識のもとで、学級担任初め、学校全体で見守って、声かけ、あるいは面談等を行っております。

また、いじめの認知件数につきましては、平成25年にいじめ防止対策推進法が公布され、それまでいじめの件数というものが、いじめの認知件数というふうにな名前を変えて、積極的な認知を求められることになり、平成25年以前はほとんどゼロといういじめの認知件数だったものが年々増加しており、増えることについては肯定的に捉えるようになってきております。

いじめの認知の仕方につきましても、被害者がいじめと感じたもの、たとえそれが小さなからかい、いたずら、あるいは言った側に悪気がなくても、それがされた側が苦痛と感じたものを全ていじめとカウントするというふうに捉えてきておりますので、社会的ないじめの通念とはかなり学校の認知の仕方は違っております。そんなために、今後ますます学校のいじめの認知件数は増加していくことが予想されますが、本町の学校は、教育委員会とともに早期発見、早期対応に努めると、そういった未然防止と根絶に努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 今、教育長の答弁で、あるかないかのいじめの件数ですけれども、22件、そして解決済みと思われるのが10件と、経過中が12件というふうに答弁いただきました。いじめの実態といたしました全国の2016年度の調査によりますと、小中学校で確認されたいじめの件数は、過去最多の全国で32万3,143件となっております。このうちいじめを受けた、いじめ対策推進法に基づき、生命や心身に重い被害が生じるなど重大事態と判断されたのは396件で、この中で児童生徒の自殺は10件でありましたということでございます。

確かに、いじめの実態はなかなか発見するのは難しい、非常に困難な作業と思われませんが、今、教育長の言われましたとおり、確かにないと思っただけ、あると思っただけ、いろん

な面で要望できるというふうに私は解釈しておりますけれども、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、②のしつけについてでございますが、しつけとは家庭内での教育と心得ておりましたが、我々は、学校側の考え方をお聞きしたいと思ひんですが、しつけが発展して虐待になるということでございますよね。その辺の見きわめも非常に大切だと思ひんですが、このしつけに関しては、私は家庭内での教育と心得ておりますけれども、学校側ではどのような解釈でおられるか、お聞き申し上げます。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、しつけというものは、本来家庭で行うものであり、家庭で人として生きるその基礎を培うものがしつけだと思っております。学校は、その家庭でのしつけをもとに、家庭では身につけることのできない集団生活のような決まりと基本的な生活習慣や公德心、そういったものを育むことを指導してございまして、家庭のしつけの役割は学校教育においてその前提となる大きなものとだと認識しております。

また、民法では、親権者が教育に必要な範囲で子を懲戒することができるとしていた懲戒権について、今国会におきましても政府のほうでは、まず児童福祉法を改正して、親の体罰禁止を明確に決定し、その上で、5年を目処に民法の親の懲戒権の体罰についても具体的な措置を講ずるといふような動きがございます。これは、やはりしつけに名をかりた虐待というのが、今回の事案を初めとして全国的に多くなっていることのあらわれだと思ひます。

しつけを言いわけに子供に暴力を振るうといった虐待は決して許されることではなく、そういったことが疑われる事案に対しましては、保護者のそうした対応に対してどのような保護者の行動、言動がありましても、毅然として信念を持って異議を唱え、対峙して、学校だけではなく教育委員会、児童相談所、町の福祉こども課等の機関、また警察等と連携しながら、しつけとは違ふ虐待、暴力からは子供をしっかりと守っていきたいというふうにご考慮しております。

以上、答弁いたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） 全く答弁としてはそのとおりでございます。

しつけというのは家庭でやるものだと思ひて私もおりますけれども、それが何か履き違えて虐待の方向に行ってしまうというふうなことは、この前の千葉県の野田市の小学校4年生の虐待というふうなことで死亡されておるわけでございます。確かに、これは大変な問題で

すけれども、今言われた懲戒権とは822条だったでしょうか、この体罰の刑事上の問題は、この間の日曜日の新聞に出ておりましたけれども、そういうふうなことは今までも普通に少々あったとは思われるんですよ。それが悪い方向に行ってしまうと、いろんな面で社会に、子供に影響を来すということで、その方向を禁止というふうな方向に行こうとしている状況が現在のところでございますが、その辺が確かに周りも動けない、見抜けない、大変な問題だと思っております。もちろん、警察のほうでも介入できない。しかし、介入できる方法としては、傷害罪であるというふうなことが起こらない限りは出ていけないというふうな警察のような話でございます。

子供は、親の後ろ姿を見て育つということは昔のことになりつつありまして、今の親御さんはどういうふうにやっているか私もわかりませんが、子供をかばうという、子供を育成するという、その辺の精神が欠けているのではないかと思っております。親の姿のすばらしい状況を見たのは、今から、震災前の、震災前は8年前ですから、その2年後の6年前ころです。北海道中標津であった吹雪の中を小学校3年生の子供を迎えに行き、帰りに吹雪の中に突っ込み、周りの建物も鍵がかかっている入れなく、ガソリンの欠如によりまして、親が死んでしまったというふうな大事件でしたよね。これが子供にはジャンパーをかぶせて、自分はそのまま凍え死んでしまったという朝になってからの結果でしたけれども、それが本当の親の姿ではないかと思っております。

いろんな面で、今、親の問題が指摘されておりますけれども、勉強しなければならないことがいっぱいあるのではないかなというふうに思っており、社会の不安を解消するためにも、いろんな面で努力、勉強してもらいたい。親の姿を子供が見て育ったという時代とは随分違ったなというふうに感じております。

それから、3番の、いじめや虐待のSOSの発信は、子供はしていると思うんですが、学校側の受信体制といいますけれども、多少先ほども述べられましたけれども、そのような状況は非常に把握するのは難しいです。しかし、それは把握しなければならないことだと思うんです。どのような方法を考えているか、もう一度、具体的に説明願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いじめや虐待に対しての学校側の受信体制といたしましては、まず、それぞれ学校の年間計画に教育相談、あるいは、年間、定期的なアンケート等を行って、その結果で、まず発見に努めております。

また、本庁は、福祉子ども課の保健師さんと非常に町民とつながりの多い方がいらっしゃいますので、そういった方々を初めとするさまざまな関係機関との連絡を密にし、外からいろいろな情報を窓口を一本化して受信、共有することも努めております。

さらに、児童虐待防止推進月間等の月には、ポスターやリーフレット等を配布しまして、児相への直通3桁ダイヤル、「いちはやく」189、そういったものの周知徹底、そして、子供SOSとかそういったいろいろな公共の窓口についても伝えております。

しかし、議員がおっしゃるとおり、被害に遭っている子供がなかなかSOSが発信できない環境であったり、あるいは強圧的な環境の中でマインドコントロールされているような精神状態に家族が陥っていたりといったような状況もございますので、まず、日常の観察、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の日々の丁寧な子供の観察、それによりまして、子供の状況を見つけ、そして組織として共有し、未然防止、早期発見、早期対応に努め、そして、楽観視することなく積極的に面談、家庭訪問といったことを行って、子供のそういった大変な状況を認知し、そしてその上で児童相談所等への専門機関への、あるいは警察への通告を躊躇しないということによりまして、子供を守っていききたいと、守ってっていくというふうに進めてまいっております。

また、実際にそういった子供に上手にというか対応できない親御さん、保護者の方というのは、地域の中でも孤立しているといったようなことが多く見受けられますので、いろいろな家庭への連絡、保護者との密接な連携によって、子供も親も孤立させない、そういった体制づくりを学校として推進していきたいというふうに考えて実施しているところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

確かに、いじめの受信体制は難しい。なぜかという、いじめられている本人も、その辺の心理もわからないというふうなことで、親をかばったり、友人をかばったり傾向があるそうでございます。これは、大変な技術テクニックではないかと思うんですが、常日ごろの努力によって危機が必ずあるんだというふうなことを念頭にして接触してもらいたいなというふうに思います。

今おっしゃいましたとおり、119番もある、189番もある、これはなかなかこの辺のところは周りの大人だったらばできるでしょうけれども、子供は難しい状況があるようでございます。一番、虐待、いじめ、見つけやすいのは、お医者さんだそうでございます。お医者さんは体の傷でわかるということですから、当然、お医者さんについても連携をとって、またもう一つは、歯医者さんだそうでございます。虫歯の数が多いというふうなことが報じられておりますが、虐待の原因については、知らないうちにシロアリのようにはびこっているということでございます。一つお願いしたいことは、大人にもよくありがちな見て見ぬふりをするということです。わかっていながら知らないふりをする先生もいます、確かに。だから、

大人の責任も一端はあると私は思っておりますが、その辺の弊害をなくすための努力をしてみていただきたいと思います。

答弁をお願いしたいんですが、見て見ぬふりをするというふうな現状は見受けられないのかどうか、答弁願います。

○副議長（小林政次君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員の追加質問にご答弁申し上げます。

本町には、小学校2校、中学校1校、3校の義務教育の学校がございますが、毎回上がってくるアンケート、その他の結果、あるいはいじめに対応した各会議の議事録、そして町教育委員会で主催しているいじめ対策協議会、そういった中身を見ましても、見て見ぬふりをするといったようなことはなくて、小さな案件でも拾い上げて、組織としてそこに対応する、担任に任せることなく、学校全体で対応すると、校長が先頭に立ってしっかりと保護者と向き合っていると、そういった形で進めておりまして、もちろん、安心していることはありませんが、今までのところ、そのような状況にはないというふうに感じております。

以上、答弁といたします。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ありがとうございます。

とにかく、いじめの問題、虐待の問題は、大人の責任もあると思います。社会の責任もあると思います。今までの傾向では、わかっていたんだけどもというふうな言葉も聞くこともございます。見て見ぬふりだけは絶対避けていただきたいと思います。小さなことでも見逃しすることなく、よき小学校であり中学校であるというふうな鏡石の健全育成に頑張ってみんなで協力して、いい町にしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（小林政次君） 11番、木原秀男君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○副議長（小林政次君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月6日から3月14日までの9日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、あす3月6日から3月14日までの9日間は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○副議長（小林政次君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時34分

第 3 号

平成31年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成31年3月15日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について
産業厚生常任委員会委員長報告
- 日程第 2 議案第274号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 平成31年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第 4 請願・陳情について
各常任委員会委員長報告
- 日程第 5 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第 6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第 7 意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
(案)

出席議員(10名)

1番	小林政次君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君

欠席議員(1名)

12番 渡辺定己君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 遠藤栄作君 副町長 小貫忠男君

教 育 長	渡 部 修 一 君	総 務 課 長	柳 沼 英 夫 君
税務町民課長	橋 本 喜 宏 君	福祉こども課長	関 根 邦 夫 君
健康環境課長	菊 地 勝 弘 君	産 業 課 長	根 本 博 君
上下水道課長	吉 田 竹 雄 君	都市建設課長	小 貫 正 信 君
教 育 課 長	角 田 信 洋 君	会計管理者 兼出納室長	長谷川 静 男 君
農業委員会 会長	菊 地 榮 助 君	選挙管理 委員会委員長	大河原 八 郎 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 貫 秀 明	副 主 査	藤 島 礼 子
-------------	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（小林政次君） おはようございます。

本日は議長が病欠のため、副議長である私、小林が地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、12番、渡辺定己君の1名です。

◎議事日程の報告

○副議長（小林政次君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第248号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第1、議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

平成31年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。議案審査報告書。

本委員会は、平成31年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成31年3月7日。開議時刻、午前9時54分。閉会時刻、午前11時22分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。産業課、根本課長、小林副課長、影山ほ場整備準備室長、真壁副課長。

付託件名。議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について。

審査結果。議案第248号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第248号は、担当課（産業課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で

可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告申し上げます。

○副議長（小林政次君） これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第248号 鏡石町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について、本案に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第274号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第2、議案第274号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第274号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

94ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、特別職の職員で非常勤の職員の報酬につきまして、周囲の状況、担当課の意見、さらには県内類似団体との報酬額等の格差について調査を行いまし

て、他自治体との格差のないよう所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正改め文でございます。

こちら別表でございまして、農業委員会の委員の区分の中で会長につきまして、「年額23万9,000円」を「年額25万3,000円」に、会長職務代理者の「年額19万4,000円」を「年額20万3,000円」に、委員の「年額18万円」を「年額19万円」に、農地利用最適化推進委員の「年額15万円」を「年額16万円」に改めるものでありまして、次に文化財保護審議会委員の「年額2万6,000円」を「日額7,200円」に改め、先ほど議決等をいただきました鳥獣被害対策実施隊員を特別職の非常勤の職員に新たに加えるものであります。

附則といたしまして、第1項として、この条例は4月1日から施行するものとしますが、農業委員会の委員等の報酬の適用につきましては、任期の始まりとなります7月20日から施行するものがございます。

以上、議案第274号の提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小林政次君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第274号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成31年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） お諮りいたします。

日程第3、平成31年度鏡石町各会計予算審査について、議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算から、議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第263号から議案第273号までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔予算審査特別委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（予算審査特別委員長 橋本喜一君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成31年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成31年度各会計予算審査特別委員会委員長、橋本喜一。

平成31年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成31年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順でご報告いたします。

平成31年3月8日。午前9時56分。午後4時2分。委員全員。議会会議室。

平成31年3月11日。午前9時55分。午後2時55分。委員全員。議会会議室。

平成31年3月12日。午前9時55分。午前11時25分。委員全員。議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算。議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算。議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算。議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算。議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算。議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算。議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算。議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算。議案第271号 平成31年度鏡石

町公共下水道事業特別会計予算。議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算。議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりです。

意見なし。

以上、報告いたします。

○副議長（小林政次君） これより予算審査特別委員会委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算についての討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第263号 平成31年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第264号 平成31年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第265号 平成31年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第266号 平成31年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第267号 平成31年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第268号 平成31年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第269号 平成31年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第270号 平成31年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第271号 平成31年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第272号 平成31年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第273号 平成31年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、まず初めに、陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主

旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成31年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成31年3月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成31年3月7日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時30分。出席者、渡辺委員欠席、委員4名です。開催場所、議会会議室。説明者、総務課、柳沼課長、吉田副課長、須賀副課長、面川副課長。

付託件名。陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情についてでございます。

審査結果。陳情第24号は、継続審査すべきものと決した。

審査経過。陳情第24号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決した。

意見なし。

以上です。ご報告申し上げます。

○副議長（小林政次君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第24号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情についての採決を行います。

この件に対する委員長の報告は継続審査すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○副議長（小林政次君） 起立全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第25号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書及び陳情第26号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを産業厚生常任委員長より一括報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成31年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成31年3月4日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成31年3月7日。開議時刻、午前9時54分。閉会時刻、午前11時22分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。説明者、産業課、根本課長、小林副課長、影山ほ場整備準備室長、真壁副課長。

付託件名。陳情第25号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。陳情第26号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。

審査結果。陳情第25号は、不採択すべきものと決した。陳情第26号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第25号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、

全会一致で不採択とすべきものと決した。陳情第26号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、ご報告申し上げます。

○副議長（小林政次君） これより委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第25号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第25号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第26号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第26号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○副議長（小林政次君） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○副議長（小林政次君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（小林政次君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○副議長（小林政次君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（小林政次君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午前10時39分

開議 午前10時40分

○副議長（小林政次君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長（小林政次君） ただいま意見書案が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案を日程に追加し、日程第7として議題とすることに決しました。

◎意見書案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（小林政次君） 日程第7、意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から意見書案第17号についての趣旨説明を求めます。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それでは申し上げます。

平成31年3月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第17号。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（古川文雄君） 省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

1、福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。

2、福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

4、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

厚生労働大臣 根本匠様。

福島労働局長 森戸和美様。

以上であります。

○副議長（小林政次君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小林政次君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（小林政次君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○副議長（小林政次君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4日から本日までの12日間にわたり、平成31年度各会計予算等の重要案件を初め、全27議案につきまして、本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成31年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬を迎え、日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙なこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○副議長（小林政次君） これをもちまして第15回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成31年3月15日

議 長 渡 辺 定 己

副 議 長 小 林 政 次

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 畑 幸 一